

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<産業・雇用振興部、農林部、警察本部>

開催日時 平成26年3月14日(金) 10:02~15:07

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

宮木 健一 委員長

奥山 博康 副委員長

阪口 保 委員

藤野 良次 委員

太田 敦 委員

大坪 宏通 委員

岡 史朗 委員

乾 浩之 委員

森山 賀文 委員

上田 悟 委員

神田加津代 委員

和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事

浪越 総務部長

中 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長

原山 警察本部長

柘植 警務部長

太田 生活安全部長

堂藤 刑事部長

大森 交通部長

林 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 2月定例県議会提出議案について

## <会議の経過>

○宮木委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日、神田委員がおくれるとの連絡を受けております。

それでは、日程に従い、産業・雇用振興部、農林部、警察本部の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含め、質疑等があればご発言をお願いします。

なお、理事者の皆さんは、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、ご発言をお願いします。

○太田委員 それでは、質問いたします。まず、雇用の問題ですけれども、シャープ株式会社  
の離職者の問題についてです。これまでシャープ株式会社の離職者の対策に取り組ん  
でこられましたけれども、まだ、職についていらっしゃる方もあるとお聞きをしてお  
ります。失業保険も恐らくもう切れていると思います。そういう点では非常に心配をして  
おりますけれども、この離職者対策の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

それと、奈良労働局から過重労働が疑われる県内の企業の状況ということで、資料が昨  
年の年末に公表されましたけれども、こうした企業に対して県としての対応がどうなっ  
ているのか、まずこの2点についてお伺いします。

○村上雇用労政課長 まず、シャープ株式会社関連のご質問にお答えします。平成24年  
11月20日にシャープ株式会社関係離職者等支援本部を設置し、取り組みをしてまいり  
ました。現在の数字を示すと、シャープ株式会社関係離職者の県内のハローワークの登録  
数は、平成25年3月のピーク時で917名の方がいらっしゃいました。現在までにハロ  
ーワークの紹介で242名の方が、就職されたという状況です。なお、3月2日現在でも  
108名の方が求職中という状況です。このほかに400人余りの方が、民間事業者の紹  
介で就職されました。あと、残りの方は就職先をご自分で開拓されたり、あるいは、高齢  
者で求職活動をやめられた方と伺っております。

現在、1年少しが経過し、求職されている方、不安を抱えて大変な状況だと思ってお  
ります。このため、求職者の方々には丁寧な対応が必要と認識しており、ハローワークなど、  
関係機関と連携を密にして的確な再就職支援に努めてまいりたいと考えております。

それから、2つ目に、過重労働の件です。昨年12月に奈良労働局から過重労働の重点  
監督の結果が発表されました。重点監督を行ったのは県内では82の事業所で、そのうち  
64の事業所において労働基準関係法令の違反があったとする内容であったと思います。  
こうした企業にどういう対応をしているのかということですが、労働者の権利法に関して

は、県が直接企業に対し監督、指導する権限は持っておりません。しかし県としても一定の役割を果たすことができると考えております。具体的には、県で行っている労働相談において、法令違反の事案が判明した場合には、労働基準監督署に積極的に情報提供し、労働者の権利保護を図るほか、企業に対しましては、ワーク・ライフ・バランスの推進を働きかけることも重要と考えております。雇用労政課の職員がみずから企業を訪問し、例年大体100社ほど回っております。労働関係法令の遵守をお話する、あるいは、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取り組みをしていただくという企業訪問をしております。そのワーク・ライフ・バランスについて、県では社員・シャイン職場づくり事業をしており、そういう取り組みに頑張っている企業に登録いただき、優秀な企業を表彰する制度もございます。昨年6月に奈良労働局と雇用対策協定を取り交わしました。今後も、奈良労働局と連携して、働きやすい職場環境づくりに向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○太田委員 シャープ株式会社においては、先ほどもご説明がありましたけれども、現在でも108名の方がまだ求職中であるとのこと。もう1年以上にわたって仕事につけておられない、あるいは、一旦仕事をされたけれどもまたやめて求職中という方も中にはおられるかと思えます。とにかく、これまで大きな企業に勤めていたらそこで安泰と言われていた状況から、今、このような形で大変苦慮されている方が多いと思えます。私も、この問題を議会で取り上げ、県としてもできる限りのことをやっていきたいとの知事の答弁もございました。いまだに求職されている方がおられますので、引き続き対応を進めていきたいと思えます。

そして、過重労働が疑われる企業への重点監督の実施で、こういう数字が出されたわけです。先ほども82の事業所で重点監督を実施したというお話でした。県から、労働者の方々にも働く権利を周知徹底するとおっしゃっていただきました。今、全国的にブラック企業が大きな社会問題となっており、労働者の権利保護に県としてもしっかり役割を果たしていただくと同時に、このブラック企業の問題が個々の企業の問題というだけではなく、それを生み出す社会にも、大きな問題が広がっているのではないかと思います。その点では、県とも思いを共有しながら、県内でブラック企業と言われるような状況を生み出さない仕組みをつくっていくために、これからも提案をしていきたいと考えております。

次に、商店街の活性化の問題についてです。これは提案なのですが、群馬県高崎市でまちなか商店リニューアル助成事業という、商店街のリフォーム等に助成して、商店

街の活性化に成功している事例がございます。本県においても、このような取り組みをぜひ取り入れてはどうかと思いますが、その点についてお伺いします。

そして、もう1点は、県内の地場産業では奈良の靴下をはじめ、さまざまな地場產品がございます。こうした製品のブランド化に向けて支援が必要だと考えますが、その点についてもお伺いします。

**○村上産業振興総合センター所長** 商店街の活性化のためには、個々のお店の魅力向上も重要であると思います。新年度においては、お店の改装なども含め、事業拡大を志して新たなチャレンジを行う事業者を支援していくため、従来のチャレンジ応援資金のうち、すぐれた事業計画を有する者に対し利息保証料をゼロとする制度を発足させるところです。また、商工会等が地域の商店街と連携して取り組む、商店街活性化のためイベントに対して助成する新たな公募型事業も創設を考えているところです。あわせて、地域商業の活性化という課題に対し、商店街と市町村が共同してワークショップなどを開催し、地域の課題解決に向けた有効な手段を検討する取り組みにも支援していく予定をしております。

さらに、当初申し上げたように、商店街の活性化のためには個々のお店の魅力向上が重要と考えており、引き続き、店舗の新規開業やリニューアルを目指す方を対象としたセミナーや意見交換など、魅力ある店舗をふやす取り組みを積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、県では、4月の消費税引き上げによる消費の冷え込み対策として、プレミアム商品券の発行に取り組むこととしておりますが、本会議において知事が申したように、消費者を商店街に呼び込む独自のイベントの実施など、商店街の皆様による積極的な参画を期待しているところです。

続いて、地場製品のブランド化についてです。県のものづくり企業の多くは、OEM生産などで培ったノウハウや工夫により、レベルの高い注文にも対応できる高い技術を有しておりますが、その技術を自社ブランドの独自製品づくりに活かしたり、製品をブラッシュアップして販路を切り開いていこうとする力がやや不足していることから、その醸成に努め、より高い付加価値の獲得を目指して企業とともに取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、高付加価値の獲得に向けた県内ものづくり企業の技術開発部の強化、商品販売力の強化を目的として、平成24年度より高付加価値獲得支援補助事業を実施し、研究開発、製品開発、マーケティング、商品ブラッシュアップ、自社ブランド化等に取り組む支

援をしているところです。引き続きこの補助金を通じて、県内中小企業の製品の高付加価値化、ブランド化を支援していきたいと考えております。

また、消費者と直接向き合って、消費者との手づくりの交流をとおしたものづくりにより、自社のブランド化を図ることを目的として、奈良ブランド開発支援事業を実施しております。平成25年度は、奈良ホテル、銀座松屋、新宿でTEIBAN展と呼んでいる展示会を計4回開催し、大変にぎわったところです。継続して奈良ブランドの開発支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、商品の販路拡大を目的として、国内外の著名な国際見本市への出店支援、百貨店や大手通信販売などのバイヤーを招聘し、県内企業の商品を売り込む商談会の開催など、大都市圏や海外への販路拡大を目的とした事業についても引き続き実施してまいりたいと考えておるところです。以上です。

**○太田委員** 最初のまちなか商店リニューアル助成事業ですけれども、プレミアム商品券についてのお話もありました。これはこれで非常に大事だと思っているのですけれども、これは、どちらかといえば一過性になってしまうと。消費税の増税に対して消費が落ち込まないよというということもあって、消費を喚起するとのことなのですけれども、さらに先という点で言いますと、知事もおっしゃっておられますように、本当に県内で、買い物をしてもらう仕掛けが必要かと思います。その点では、プレミアム商品券と同時に、一度県内でお買い物をしていただき、そこにもう一回行きたいと言ってもらえるような取り組みとして、ぜひ、このまちなか商店リニューアル助成事業を進めていただきたいと思います。これは、群馬県高崎市でいろいろ話を聞きますと、実際にこの店舗を訪問する中で、店舗の老朽化、リニューアルしたいと思っているけれども、資金繰りや後継者問題など、いろいろな課題が明らかになり、一体どういう助成をすることによって商店街に活気を取り戻すことができるのかというリサーチとか研究がされているからこそ、それにうまくかみ合った形でこの助成事業が起きたとのこと。ですから、すぐにこれを取り入れろということではなしに、まず、今、商店街が一体どういう悩みや要求を抱えているのかということをしっかりリサーチすることが必要ではないかと思います。その点について再度お尋ねします。

そして、もう一つは、奈良のブランドということで、さまざまな取り組みを紹介していただきました。さきの本会議で知事は、柿を一つの例に出して、小さな柿ではなくて、Lサイズの柿を出すことによって、奈良の柿はこういう高級で大きな柿ですということを定

着させるという取り組みの工夫を紹介していただきました。奈良県の地場産品についても、同じようなことが言えるのではないかと思います。例えば、奈良産品フェアで買った商品が外国産だったとか、また、中心市街地活性化や企業家を支援する公営商業施設のショップの商品が東アジアで生産されたものだったという声も聞いたりします。それぞれ企業努力をする中でやむを得ない部分もあるのですけれども、一方で、県内のイメージ、本当の地域商品のブランドを確立することも非常に大事ではないかと思うわけです。いろいろ奈良で商売をされている方の思いもありますし、この不景気の中で何とかやりくりしていかないとという部分もごさいます。その一方で、ブランドを確立するという点で、一工夫、二工夫要るのではないかと思いますけれども、その点について、再度お尋ねします。

**○村上産業振興総合センター所長** 商店街について、商店街に限らず、ものづくり、靴下も含め、共通の大きな課題として、まず一つは、後継者、人材不足があると思います。それについては、昨年10月に、奈良県と公益財団地域産業振興センター、損害保険大手の三井住友海上火災保険株式会社が包括協定を結び、その中でその課題を取り組んでいくということで、ことしから年末まで、計6回の後継者育成塾を無料で開催しています。その中で第1回目と第2回目が終わりましたが、約50名ぐらいの参加があったところです。あと、商店街の活性化に向けたご相談等については、国の補助金を紹介しているところです。

それと、商店街だけではなく、商店街が面的な広がりを持って活性化していけるように、市町村、商工会議所、NPO法人などが協働して取り組むような事業を公募し、モデル事業として支援していきたいと考えているところです。

ブランド化については、非常に重要なことだと思います。靴下についても、例えば、高齢者の方がつまずきにくい靴下であるとか、リンパ浮腫に効果的な靴下の絞めぐあいほどのようなものかということ測定して、県下の業界に浸透させていきたいという工夫も考えているところです。以上です。

**○太田委員** 商店街についてですけれども、大和高田市の商店街でも集客が減っていることで苦慮されております。これは商店街だけの問題ではないというお話でした。私もそのように思います。そういう中、一体、どこに課題があって、何をすれば活性化するのかということがわかれば、これほど楽なことはないのですけれども、ぜひまた悩みなど、どういうところであらうか調べていただき、教えていただけたらと思っております。これは、また今後で結構ですので、よろしくお願いします。

先ほど、靴下のお話もございました。奈良市の奈良県産業会館に入っております靴下関連の方々との話や、先日、広陵町で行われたコットンサミットにも参加をさせていただき、その中で、タオルで言えば今治のタオルが非常に厚手で高品質というイメージがあるけれども、残念ながら奈良の靴下という、そういうイメージが全国的に十分知られていない。品質管理という点でもそこまで突き詰められていないというお話もございまして、これを今からやっていくのだという意気込みを語っておられましたので、県としてもその点で支援をお願いしたいと思います。

最後の質問です。農業の分野ですけれども、ご承知のとおり、先日、大雪被害がございまして、岡委員からも先日の質問の中で、奈良県の被害がどうなっているのかというお尋ねがあったのですけれども、現在わかっている状況で、先日の大雪の奈良県全体での被害が一体どういうものであったのか。また国で倒壊したビニールハウスなどに支援、助成を行うというお話がありますけれども、そのことについて県としてどのように取り組まれているのかお伺いします。

最後に議第127号、農地中間管理機構法案が提出されています。このことについて、重要な役割を果たしてきた農業委員会の役割がなくなってしまうのではないかと。また、大規模農業の生産法人へ進んでいく中で、ますます地元の農業の方々に大きな負担をかけてしまうのではないかとという心配がございまして、そのことについてお尋ねします。

**○福谷農林部長** 雪害対策について、数課にまたがりますので、私から答弁をいたします。

まず、2月14日の大雪による農作物の被害状況はどうかというご質問でした。今お話がありましたように、先日の委員会でも岡委員から、意見もいただいたところです。非常に時間がかかっており、申しわけなかったのですが、個々の農家に対してヒアリングを行うなどで時間がかかっていたということで、ご理解をお願いします。

農作物の被害状況については、ブドウ、ハウレンソウなど、被害規模で約4ヘクタール、被害額は約3,400万円となりました。次に、ブドウなどの木の被害、樹体被害については、被害規模約3ヘクタール、被害額は約2,600万円となっております。さらに、パイプハウスなどの農業関係施設被害については、県内26市町村で339棟の損壊がありました。損壊については、全壊、中壊、小壊と規模の違いもありますが、被害額はトータルで約1億7,400万円ございました。このようなことから、このたびの雪害による農業被害は、合わせて2億3,500万円という被害状況になっております。被害を受けられた方、農家の方々には心からお見舞いを申し上げます。

続いて、ハウス農家再建のための支援策、国の状況も含めてというご質問でした。県としては、従来から、まず各農家にお話しているのは、こういう被害にあったときのための共済制度がありますので、まず共済に加入をしてくださいということで、各農業共済組合を通じて加入の促進を図っております。加えて、今回の雪害に対しては、共済組合に共済金の支払いには迅速な対応をしていただくようお願いも申し上げているところです。

また、被害を受けられた農家を資金面で支援するための農業近代化資金や、農林漁業セーフティネット資金などの農業制度資金が準備されております。さらに、今回の被害を受けて、貸し付け後5年間、実質無利子化の措置がされているところです。

一方、ここが一番、委員がお聞きになりたい部分だと思いますが、県では被災農家の営農継続の意向の確認を現在行っております。それを踏まえて、被害を受けられた農家の生産に必要な施設の復旧を緊急的に支援するために、これもお話にありましたように、国が現在進めている事業をまずは活用すべく、その詳細な部分でまだ不明確な部分の情報把握をするとともに、準備を進めているところです。いずれにしても、今回の被害を受けられた農家の支援をするため、国、市町村、JAならけん等と連携し、被害を受けられた農家の方々が意欲を持って農業生産の再建に取り組めるよう、国の事業を効果的に活用し、県も動けるところから動いて再建支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

**○野添農林部次長（農政担当、地域農政課長事務取扱）** 農地中間管理機構についてお尋ねの件です。国では、農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積、集約化などを推進するために、昨年12月、農地中間管理事業の推進に関する法律を制定し、地域内で分散した農地を担い手に集約する大規模農業経営などを目指す方針であると聞いております。

本県においては、単に国政に追随するのではなく、小規模な都市近郊でブランド力のある農業を推進し、小さくとも奈良県の特色を生かした農業の展開が重要であると認識しております。

そこで、本県においては、国の事業を活用し、平成26年度から、（仮称）なら担い手・農地サポートセンターを設置し、県が率先して農地を必要とする意欲ある担い手の意向を把握し、耕作放棄地などの活用可能な農地を確保した上でマッチングしていきたいと考えております。

具体的には、リーディング品目、チャレンジ品目などの増産に向けて規模拡大を目指す担い手や、新たに農業にチャレンジする新規就農者、また、集落ぐるみの営農を進める組織など、意欲ある担い手を中心に農地をマッチングしていきたいと思っております。



また、定年退職など、シニア世代の方々、農業に新規参入する障害福祉サービス事業所など、農地を利活用いただく幅広い新たな担い手の確保、育成も重要と考えております。本県では、小規模であってもやる気を持って農業に取り組む担い手については、丁寧に耳を傾けて農地のマッチングをできるように努力していく所存です。

農業委員会の役割ですけれども、農業委員会は、市町村の独立委員会として農地に関する業務を行っており、後継者の有無など、農地に関する各種情報が集まっていると思っております。このため、マッチングの計画を作成するためには、農地の地番や所有者の情報などを正確に把握しておる農業委員会の協力が不可欠と思っております。いずれにしても、今後とも本県農業の特性を生かした奈良らしい農業の振興を図るため、幅広い意欲ある担い手が農地を有効に活用し、将来展望を持って農業が行えるように支援してまいりたいと考えております。以上です。

**○太田委員** 大雪の被害で倒壊ハウスが339棟で、総額にして2億3,500万円という数字を示されました。

先日、ボランティアに行きまして、例えば、五條市などでは、トマトやキュウリをつくっているハウスの農家では、再建となると500万円はかかる。もうハウスはやめてしまおうか。あるいは、明日香村では、この大雪が降る4日前に新しくしたばかりのブドウのハウスが全壊して、もう本当に路頭に迷っていらっしまった。新しく木を植えても、収穫できるまでに4年かかるとのことで、こういう声が県内でも広がっているのではないかと思っております。

先ほど、国で示された支援策に基づいてこれから進めていくとのことですがけれども、ぜひ要望したいのは、台風12号災害で、同じようにこのビニールハウスが倒壊被害を受けたときに、県の独自の支援策としても取り組みを進めていくというお話でした。国でこれから進めていく支援策の中で、どうしてもなかなか救済が難しいという部分が出てきたときには、ぜひその検討を進めていただきたいと思います。

農地中間管理機構のことですけれども、先ほど、奈良県では従来の形でやっていきたいという旨のお話がありました。今、多くの農地では、後継者が育たずに高齢化した農業者によって維持されている状況にあるのではないかと思います。今回、現状を放置したままリース方式で農地を集積しても、問題は解決しないと思います。それよりも、今、本当に皆さんが抱えていらっしゃる、例えば、助成や補償問題などの、継続性を持った仕組みづくりを考えていくべきだと思いますので、ぜひそういう取り組みを進めていただきたいと思います。

と思います。以上で私の質問を終わります。

○和田委員 まず、産業・雇用振興部に対して質問を行います。

予算審査特別委員会第2日目のときに、次年度の、消費税増税に伴って大変総需要が落ち込むのではないかと、本県経済の性格を考えるならば、これによって奈良県の中小零細企業が大きな打撃を受けるのではないかという心配、懸念を表明しました。

そして、財政上、これをどのように考え、対処をしていくのかとお尋ねしたのですが、きょうは、産業の面でそういう考え方のもとにお尋ねをします。

もちろん、アベノミクスによる成果が消費税増税がされてもきちんと成果が出るようにと期待しているのです。安倍政権が、このままだったら消費税増税で必ず総需要は落ち込む、鎖の経済好循環のどこかでほころびが出てしまうという心配から5.5兆円の経済対策を打ちました。これは、放っておいたら絶対に経済が落ち込むのだという認識のもとで行われた対策です。しかし、果たしてその対策だけで十分なのかというのが私の懸念なのですけれども、県内の産業、特に食品や医療、介護、小売、これらは消費生活に直結するものが大半です。庶民の財布は締められていく状況になります。そうしますと、真っ先に本県の経済改革をこれから推し進めるのだという知事の方針は、大変すばらしいことで、平時においては絶対にやり切らなければならないけれども、次年度における経済の冷え込みもあらかじめ想定して、ほかの対策を考えておく必要があるのではないかと思うのです。

そこで、第1問目ですが、そういう事態を予想して、別の角度から産業振興対策を考えておく必要があるのかないのかをお尋ねしたい。

それから、関連してですけれども、特にプレミアム商品なども含め、県内消費の拡大、一生懸命に政策を打たれております。本当にこれは高く評価するわけですが、翻って産業振興における制度融資、貸し付けの関係です。貸し付けについては、県としては県内の産業事業者に対し、相談があったなら、一生懸命に対応されていると、いろいろな方面で聞いております。できる限りの対応をされておると。しかし、この制度融資になってきますと、一つの限界があるように感じております。どういうことかという、この制度融資、きちんと貸付枠が確保されているけれども、信用保証協会を通じて金融機関で、事業者が借りるとなればそういう流れで県の貸し付けをやっていくわけですが。現場の金融機関と事業者との話し合いで、返済のめどはあるのかないのか、貸し付けできるかどうか議論、協議されるし、また、信用保証協会と金融機関の間でもそういうやりとりが多分されると思います。

しかし、県は、制度融資をしっかりと有効に貸し付けできるように、県内の産業の救済や振興に頑張ってくださいと信用保証協会や金融機関に言うけれども、実際はそこまで基本的には終わりではないか。あとは、金融機関と信用保証協会、そして、事業者の間の話し合いだと。ふだんはそれでいいのかもしれませんが、経済の状況、成り行きによっては、困っている人に県は今積極的に財布を緩めてはどうか、貸し倒れがあつては困るけれども、さりとて貸さずに大変なことになるということであればもとのもくあみです。今までの産業振興という意味で大変な事態になる場合、県からそういう貸し付け等に注文をつけることができるシステムになっているのか、なっていないのか。平時は余り口を出さないとと思いますが、来年度ばかりは特別にそういう対応の仕方を考えなければいけないのではないかと、時には必要だと思うのですが、県から信用保証協会や金融機関に向かって、一定の制度融資にかかわって、こういうふうにやっていきたいと思いますという大きな方向をきめ細かく提起していく、影響を及ぼすということがあり得るのかどうかをお尋ねします。

2点目は、前に申し上げましたが、市町村で地場産品や特産物をいろいろと持っており、その宣伝を一生懸命にやり、また、何とかして地場産業の育成を頑張る方向で動いております。農産物の地場産品、工業生産物の地場産品、加工品、そういったものを市町村が一生懸命頑張ろうと言っているのだから、県としてその状況を把握し、ともに汗をかいて、市町村のそういう産業関係に応援をしていく、これでブランド力を高めていくのも一つの方法であり、取り組むべきではないかと提案しました。それについては、それはそれで必要なことかもわからないという総務部長の答弁をいただいております。本当に商店街の活性化など、今、太田委員がいろいろ指摘されていた、県内の産業振興、商業振興、商店街の振興、県内消費の拡大のことは、納得のできる答弁をいただいておりますが、何といても地場産業を興すことが地域の雇用拡大にもつながるし、産業振興そのものがブランド力をさらに強めていくこととなります。次年度においては、どのような方向でこの問題に取り組もうとされているのかお聞かせいただきたい。

3点目ですが、第1点目とのかかわりで、特に中小零細企業の小規模事業者のことが心配です。「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の22ページに制度融資がたくさん書いてありますが、小規模事業者の小口簡易資金、小口零細事業資金、これらの貸し付けの実績、状況を念のためお示しいただきたい。

それから、30ページには、奈良の贈り物開発・発見・創出事業、それから、同じく加工品開発事業が出ております。これは、先ほどの市町村の地場産業の関連と念頭に入れていますので、この取り組みの次年度における展開、これもまた聞かせていただきたい。

**○中産業・雇用振興部長** 委員から、消費税増税に伴って、平時から産業振興についてどのような検討をするのかという前段部分についてお答えいたします。

基本的には国追随型ではなく、それぞれの都道府県がその地域において内発的、自立的な地域経済を確立する努力が必要であるという考えのもとで、奈良県の経済構造を変えていこうという取り組みをしながら経済の発展につなげていく趣旨で知事がこの予算案の編成をしています。その中で、構造改革をしようとした場合に、委員がおっしゃったように、奈良県の企業の状況などは常に把握する必要があります。例えば、売り上げの規模や従業員数、今後の伸びなどを的確に把握し、そこで必要なものをどうするのかということで、今回、先ほど例に挙げられた、食品、医療・介護・福祉、小売業を3つのリーディング分野と6つのチャレンジ分野に分けて今回の施策を平時から考えていこうと。そのためには有識者の意見を聞いたり、県内の事業所の状況を把握したりという努力は、当然していかなければならないと思っております。そういった意味では、平時からという、委員のおっしゃった部分は、当然そういった視点で県内の事業所、県内の産業を見た上で有効な方策をいろいろな有識者や企業との意見交換を通じながら何らかの形でお示しできるような取り組みしていこうと思っております。平成26年度に向けては、そういった取り組みを鋭意進めながら、しっかりと振興策を議論していきたいと思っております。

制度融資については、地域産業課長から説明いたします。

**○大月地域産業課長** 制度融資についてお答えいたします。ご承知のように、制度融資は、県、金融機関、信用保証協会連携してつくっている制度で、県で設計しますけれども、実際、貸し付けは金融機関からということで、中小企業の方と契約を結ぶのは金融機関となります。制度の設計はいたしますけれども、実際、貸す、貸さないの審査は金融機関にお任せして、そこにはコンプライアンスの問題もあって、県は立ち入らないことにしております。ただ、そういう中でも、今年度、制度融資をさらに利用いただくために、従来の操業支援資金、チャレンジ応援資金の中に、独自性、新規性のあるすぐれた事業計画には利子と保証料を県で負担するという認定枠を設け、中小企業の方の負担を少なくして産業興しを図っていく取り組みをしております。県は、こういう取り組みを通じて中小企業の経営の円滑化に努めていきたいと考えておるところです。

それと、もう1点、制度融資に関して、小規模事業者小口簡易資金と小口零細事業資金についてのお尋ねがありました。それぞれの実績ですけれども、小規模事業者小口簡易資金は、商工会等の経営指導を受けている小規模事業者が商工会等を通じて申し込む資金でして、平成25年度2月末までの融資実績は10件で4,450万円となっております。もう一つの小口零細事業資金は、1,250万円以下の小口の事業資金を対象とする県の保証協会の100%保証の資金でして、同じく平成25年度2月末までの融資実績は47件で1億3,182万9,000円となっております。以上です。

**○前阪産業政策課長** 市町村の特産品の振興に関してお答えいたします。市町村が力を入れている特産品の振興については、現在、その把握に努めているところですが、現在行っている関係事業の概要と新たな取り組みについて紹介いたします。

まず、特産品の振興については、商工観光館の1階にございます、きてみてならSHOPにふるさと産品コーナーを設けており、県内市町村の特産品等の販路開拓と販売促進を支援しているところです。平成25年度は、27の市町村の参加がありまして、例えば桜井市でしたら、8月7日から2週間、そうめんなどの特産品をPRをしていただいたところです。

次に、本県では、平成16年度に工場立地の規制緩和の一環として、靴下やプラスチックなどの地域の伝統的な産業などの事業拡張を支援するために、市町村にも意向調査を行った上で、市街化調整区域でも工場の立地が可能となる規制緩和を行いました。この制度は、例えば、桜井市内でそうめん工場が集積している地域については、市街化調整区域であっても、一定の制限はありますが、そうめん工場なら建ててもいいと。ほかの業種の工場は建ててはだめですけれども、そうめん工場なら構わないというような制度をつくったところです。本制度を活用した立地は、これまで、そうめん工場も含めて全体で20件となっております。現在もこれに関する規制緩和の相談を2件受けているところです。

また、平成26年度の新たな取り組みとしては、商工会等が市町村の特産品等の振興も含めた地域経済の活性化に向け、創意工夫を凝らしながら取り組む事業について支援をする制度を設けたところです。以上です。

**○村上産業振興総合センター所長** 奈良の贈り物開発・発見・創出事業についてです。奈良の贈り物については、人気商品、定番商品が少ないことから、奈良の贈り物開発・発見・創出事業を行っております。これまでに民間事業者が制作、開発し、県が認定する事業と、県が直接開発を行う事業の2つを実施しております。

まず、民間事業者が製品開発し、県が認定する事業として、平成24年度までに奈良絵扇子など10事業者の商品を認定しました。現在、新たに麻のふきんなど6事業者の商品を認定し、パンフレットの制作を進めているところです。

また、県が直接行う事業としては、万葉集に詠まれた鳥をフィギュア化し販売する事業を実施しております。これは、記紀・万葉プロジェクトともリンクする事業でして、これまでカワセミなど4種類のフィギュアを制作し販売しております。現在、新たに鶴など2種類のフィギュアを制作しているところです。

平成26年度は、奈良の新しい定番となるような菓子類等のお土産を創出することを目指しており、県とともに土産物開発に取り組む事業者を募集し、商品開発、改良のための支援を行うとともに、将来的には創出した定番土産の販売促進に係るPRやイベントなどの開催をもって支援していきたいと考えておるところです。以上です。

**○和田委員** 奈良のブランド商品づくりで取り組みを一生懸命されていることは、よくわかりました。しかし、例えば、私の周りの目につくところであれば、そうめん。このそうめんは、依然として斜陽産業になっております。これは例えばの話です。木材の町と言われた桜井市ですが、かつては二百数十業者の製材業があったのが、今や50～60ぐらいの製材業者に減ってしまった。まだこれからも減るだろうと言われております。これは地場産業にとってはとても重要なもので、これが衰退すると、雇用がどんどんなくなっていくみます。そうでなくても奈良県でのスポーツ商品、皮革関係についても、どんどん落ち込みました。これは世界的な商品のことや、国内的な商品のことや、競争力、いろいろな要因で衰退するものも出てくるのは仕方がないとしても、例えば、そうめんのことは、地場産品として何とかして今ここで踏ん張って、逆に右肩上がりにしなくてはならない。桜井市としても危機意識を持っていて、何が何でも地場産品としてこれから成長させなくてはならないと考えているならば、県ともに汗をかいてそれを応援していくことが必要ではないかと思うのです。そういう意味で、この市町村が力を注いでいるところには相談がなくても、これは奈良県経済の発展という観点から、積極的にかかわっていく必要があるのではないかと思うのです。そういう意味で、この市町村に地場産品をもっと注目して、向こうから言わなくても、どうですかと言って、かかわるぐらいの応援をする必要があるのではないかと。既に地域においてはそれがブランド力になっているはずなのだから、今後の産業振興の一つの方向として市町村の地場産品をしっかりと応援するような方向へ向かっていただきたいと要望しておきます。

それから、制度融資の関係ですが、おっしゃるように、金融コンプライアンスで県は融資の枠を、原資を出して信用保証協会にお任せする。信用保証協会と銀行とが事業者の融資等について話し合いをすると、こういうシステムであるけれども、先ほど言いたかったことは、次年度には政府は財政再建、そして、緊縮財政という方向へ組み入れたことは間違いないと、これは数字で出ておりますから、勝手な思いで言っているのではないです。財政再建、緊縮財政と、これがはっきりと出ております。消費税増税がそこへかかってくるわけだから、かつての橋本政権の失われた10年のような、このたびもせつかくのことで失われた何年というような出発点になるのじゃないかという危惧をしています。そんな中で、いわば行政の財政出動をしっかりと考えて、制度融資などについても、立ち入らないという原則はよくわかります。緊急事態になれば、貸し倒れが起きることは好ましくないけれども、貸し倒れが起きるかどうかというややこしいグレーゾーンの事業者にはどんどんしっかりと貸して上げてくださいと、立て直しをしてくださいと。こういうぐらいの積極財政で積極的な制度融資も時には考えていいのではないかと思います。そんなことは現場でないとよくわからないから全く立ち入らないというような原則は、有事の事態だから、経済の危機という状況のもとでは、やはりぐあい悪いのではないか。そのぐらいの心づもりを持ってこの制度融資は対応願いたいと思うのです。その点、こういう有事の事態になったとしたならば、可能なかどうなのかをお尋ねしたい。

**○大月地域産業課長** 有事の事態ということなのですが、有事の事態に一番よく起こり得るのは条件変更などになってくると思うのですけれども、そういうことに関しては、今、中小企業円滑化法は期限切れになりましたけれども、県では各金融機関を回り、期限切れ後も積極的に条件変更などには対応して、中小企業者の方の資金繰りが円滑に行くように常に働きかけておりますので、そういう形で中小企業者の金融の円滑化を図っていきたいと考えております。

**○和田委員** 地域産業課長が慌てふためく事態にならないよう祈りますが、しかし、そういう事態になったときにはまた問題提起します。

では、産業・雇用振興部は、これで終えておきたいと思います。農林部に入らせていただきます。

農林部では、奈良県農業総合センターがハイカラなというか、非常にセンスのいい名称で奈良県農業研究開発センターという形で出発することになってまいりました。これは仮称とのことですが、多分これで決まりなのでしょう。そして、6次産業化研修施設も、な

ら食と農の魅力創造国際大学校と名づけられてこれからの出発です。本当にこれは、これからの時代に合わせたい名前だと思ったりもするのですが、農業研究開発センターの中にこの国際大学校があると理解しています。

その理解のもとで質問するのですが、一つは、県がこの施設を建てるについて、どのようなイメージの施設とするのか。つまり、今は木質化の校舎や施設をできる限り建てるとをおっしゃっていますが、景観づくりが大切ではないか。それから、電力と熱を活用した自家発電ができるシステムを設備としてきちんと備えつける必要があるのではないかと。特に6次産業化の国際大学校はオーベルジュですから、水と電気がものすごく要ります。そうであれば、自家発電までできるような設備でなければいけないと思うのです。そういう点でどうなのか。それから水の確保ですが、水については、下の農業研究開発センターに上水道などが通っておりますが、研究開発の対象となる農作物を育てるところは普通の水をどんどん流すことになります。上のほうの6次産業化の国際大学校は、さらにその中腹ですから、上にある大字の簡易水道施設を使って確保することになります。そうしますと、水の確保は極めて大量になってくると思いますので、その供給が大丈夫なのかどうなのか、そしてまた、飲み水として確保する具体的な対策はどうされるのかをお聞かせいただきたい。

次に、国際大学校が目指す目標、オーベルジュの目標です。既に知事や桜井市とで一緒に連れ立ってアメリカへ視察に行ったようです。その成果、見てきて一体どういうことを目指すのか、その目標です。それをどう考えられていらっしゃるのか、このご報告をお聞かせいただきたい。これが大きな1点目です。

2点目、「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の58ページに有機野菜等生産拡大事業が示されておりますが、これからは、健康食、健康ブームで、この方面の食物を求める消費者がふえていることは間違いございません。大いにこれは、これからも拡大振興しなければならないと思います。その拡大策は次年度、どういう展開になるのかをお聞かせいただきたい。

それから、59ページの漢方の取り組みです。漢方の取り組みのプロジェクト事業で、大和トウキにかなり力を入れていただくようです。奈良ブランドの商品化ということになるのですが、研究開発は行われるけれども、一番重要な大和トウキの栽培奨励もどんどん行われねばならない。栽培奨励の予算化はできているのかどうなのか、見当たらないので教えていただきたい。陀羅尼助は胃腸薬の関係でしょう。正露丸など、漢方薬にはそれぞれ



れそれなりに、非常にユニークな名前がついています。大和トウキも、ある方からの提案ですが、もっと大きく大和漢方にしてはどうだろうか。例えば、そういう命名案があったり、もっと味のあるものにしてはどうだろうか、陀羅尼助だとか正露丸ではないけれども、そういう話が出ております。これはこれでそれなりに聞くに値する話かと、商品名としてひとつ考えていく必要があるのではないかと思うのですが、ご見解、ご意見いただきたい。

5つ目には、新規事業のならの美しい農村景観づくり事業です。これについては、山の辺の道の周辺地域事業とのことで取り組みを進めていくことが具体的に示されています。記紀・万葉プロジェクト事業が県でしっかりと取り組まれていますから、この記紀・万葉プロジェクトとの関連で想定されて取り組まれようとしているのかどうか、この点をお聞かせいただきたい。以上です。

**○福谷農林部長** 委員がお述べのC I A（カリナリー・インスティテュート・オブ・アメリカ）へ昨年11月に私を団長とし11名で視察に行つてまいりました。その関係での答弁をします。

アメリカのC I Aは、外食業界のハーバード大学という形で称されておりますが、世界的な非常に新しいニーズに対して、ファーム・ツー・テーブル、農と食の連携を掲げておられます。カリフォルニアの学校を中心にキャンパスに隣接する農園で農作業実習を行い、その食材を利用した学内レストランを開設していることもありましたので、その点がまさしく今お述べの6次産業化拠点施設で我々が考えているものと非常に近く、非常に参考になるとのことで行き、いろいろな情報を入手してまいりました。

結果としては、私どもが考えている方向性は間違っていないとの自信も得たところです。それ以外にも、実習の教室や、学内レストラン、オーベルジュを計画しておりますので、学内レストランで学生たちの研修の状況や、どういう形で研修されているかも大いに参考になりました。逆に、学生が実質運営するというか、スタッフになっているレストランで食事をしたのですが、その責任者の方から学生に対していろいろ質問をしてくださいます。質問に答えること自身がその学生の学習になるということなど、非常に大きな参考になったところです。いずれにしても、この成果を生かして、今、進めております事業を成功させたいと改めて確信をしたところです。以上です。

以下は担当から答弁いたします。

**○植田農林部次長（企画管理室長事務取扱）** 農業研究開発センター及びなら食と農の魅

力創造国際大学の建設整備に当たってのご質問です。建物については、木質化に積極的に取り組み、県産材活用の見本となる施設整備を進めてまいりたいと思っております。また、太陽光パネルの導入も検討しているところです。

その他、道路については、下を走っている県道15号からの進入道路の拡幅整備は、桜井市の協力も得て、観光バスが入れるようにしたいと検討を進めているところです。上水道、下水道についても、桜井市と協議を進めているところです。

いずれにしても、景観にマッチした建物にしたいと考えております。特に、桜井市池之内にある現在の農業大学校は場内に古墳が8つございますけれども、その古墳も活かした、景観にマッチする外観にしたいと設計を進めているところです。

阿部についても、落ちついた国見のできる場所ですので、眺望のきく建物配置、また、室内からの眺望を確保するように、設計を進めているところです。

続いて、どのような学校にするのかというお話です。農業大学校の学科、これを再編して、農業、農作物に関する知識を持った食の担い手を育成する教育を開始したいと思っております。一方、農業のほうでは、高度な農業技術があり、農業センスにすぐれた農の担い手を育成する教育を開始したいと思っております。これにより、大きな望みですが、世界トップクラスのシェフと経営力のある生産者を輩出する人材育成を行っていきたいと思っております。

また、これにあわせて、それぞれに合ったマネジメント力、経営力、技術力等、身につくようなカリキュラム編成にしてまいりたいと考えております。以上です。

**○和田農業水産振興課長** ご質問の有機野菜の振興についてお答えします。県では、化学肥料や農薬に過度に依存した従来の農法から、環境負荷を軽減した持続的な農業に転換することを推進しております。現在、県内に化学肥料や化学農薬を使用しない有機農業の農家が152戸おられます。また、化学肥料や化学農薬を従来農法よりも約3割低減して栽培する、いわゆるエコファーマーと言われる方が663戸ございます。そのように県では、環境に優しい農業に取り組んでおり、これらの農家に対して支援を行っているところです。具体的に申しますと、有機農業者やエコファーマーの生産グループ、または法人の方々に対して、経営安定と県産有機野菜等の生産拡大を目指していただくために、延べ38団体と協定を締結しており、これらの方々とは生産技術や、また有機JAS認証経費というのがあるのですが、これらについても、販売改善等の支援を現在行っておるところです。

また、有機農業者、エコファーマーが生産する農産物における生産、消費拡大を図る

ために、平成23年度より奈良県の環境に優しい農業のシンボルマークを設定しております。表示制度を運用しているところですが、現在、22グループの法人の方々に使用してもらっているところです。また、こういった農産物を扱っている店ということで12店舗に提供店として販売のPRをしてもらっているところです。今後、こういったマークの利用の拡大周知を努め、消費者の方々に安心して食べていただけるような農産物の提供を進めたいと思っております。

また、有機農業の事業の中には載っていないのですが、地球環境や生物多様性の保全に効果の高い環境保全型農業の取り組みを推進するために、平成23年度から、有機農業等の取り組み面積に応じて補助を行う、環境保全型農業直接支援対策という国の事業がございます。これに県費を上乗せして、現在、県内60ヘクタールにおいて、こういった栽培に取り組んでもらっているところです。今後とも生産と販売のマッチングを図るために、生産販売情報等をホームページを通じて情報発信し、シンボルマークの表示制度のさらなる啓発推進に取り組んでいきたいと思っております。また、有機野菜等の生産並びに消費拡大に向けた取り組みを総合的に県として支援していきたいと思っております。

次に、薬用作物に関する生産振興に対して栽培奨励をどのように行っているのかというご質問ですが、現在、県内の大和トウキの生産については、主に南部の中山間地域を中心に農家の貴重な換金作物として生産されております。ただし、近年の安価な中国産の流入により、価格低迷などによる採算の悪化のため生産者が減少しております。また、栽培面積、生産量とも減少しており、平成23年度時点での数字ですが、トウキについては50アール程度の栽培面積となっております。

このようなことから、県では、大和トウキなどの薬用作物を地域の重要な特産物と位置づけ、安定生産に向けた優良系統の選抜や省力低コストの生産技術の開発とその普及指導などに努めてきたわけです。

平成23年度からは、薬用作物を振興する市町村に対して、現地実証圃等の設置や栽培講習会、加工品の試作に係る経費などの助成を行ってまいりました。具体的には五條市、明日香村、黒滝村におけるトウキ、下北山村での地黄、十津川村でのトウキ、ミシマサイコ、下市町でのシャクヤクの取り組みなどを支援しました。

平成26年度からは、引き続き薬用作物の生産、振興促進事業ということで予算計上をしており、特に農業研究開発センターにおいて開発された技術の導入や、高品質、安定生産に向けた取り組みを行う市町村に対して助成を行っていきたいと考えております。今後

とも薬用作物を振興する市町村とさらに連携を密にしながら、大和トウキ等の薬用作物の生産振興に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

**○橋本知事公室審議官（漢方のメッカ推進プロジェクト担当）兼産業・雇用振興部次長**

漢方製品のネーミングについてのご質問に答弁いたします。

委員がお述べのとおり、味がありインパクトがあるネーミングについては、製品のよさをイメージさせるなどの効果があると認識しております。奈良らしい商品として、大和トウキを配合した入浴剤で東大寺の薬湯や、法華寺の薬湯という商品もございます。大和トウキやシャクヤクなどを配合した化粧水で、ならこすめというものも販売しています。現在、県産生薬などを配合した商品開発を活発化するために、県内の企業が十数社集まり、7月から検討会を開催しているところです。また、さきの本会議で奥山副委員長の一般質問に対して知事が答弁したように、薬事研究センターでの県産生薬を配合した医薬品や化粧品の開発支援、産業振興総合センターでの食への加工技術の開発支援などに取り組んでまいりたいと考えております。このような取り組みの中で、開発した商品開発の展開、また商品コンセプトに合った奈良らしいネーミングについても、関連企業や団体と知恵を出し合っただけでなくとも考えていきたいと思っております。以上です。

**○菅谷農村振興課長** 奈良の美しい農村景観づくり事業ですけれども、この事業は、奈良の彩りづくり、奈良県植栽計画に基き農村景観の向上に取り組む事業です。平成26年度は山の辺の道、南エリアにおいて遊休農地の再生による景観作物の作付や、景観に配慮した鳥獣害防止柵の設置、ため池を活用した眺望スポットの整備や散策道の整備などを行うこととしております。

山の辺の道周辺は、箸墓古墳をはじめとする古墳群、神社、寺など歴史資産が大変豊富で、記紀・万葉のロマンを求めて数多くのハイカーが訪れ、また、同時に柿やミカンをはじめ、農業生産が盛んに行われ、美しい農村景観や自然環境に恵まれた地域となっております。

そこで、これらの歴史資源と農村資源を相互に活用して、山の辺の道の魅力向上による地域づくりを進めようと、平成22年度に関係集落や農業団体、桜井市、天理市等の関係機関とともに山の辺の道地域づくり協議会を設置し、これまで農作業体験やウオークイベントの開催や、手づくりジャムなどの加工品の開発、耕作放棄地を活用した柿の木オーナー制度などの取り組みを進めてまいりました。こうした地域づくり協議会の取り組みをさらに発展させて、新たにこの植栽計画景観づくりに取り組むこととしております。

委員がご指摘の記紀・万葉プロジェクトとの連携についてですけれども、これまでの地域づくりを含め、県では記紀・万葉プロジェクトの関連事業として位置づけられており、平成24年には、古事記や万葉集にうたわれた地域の魅力を再発見するため、農業、農村と歴史文化のかかわりというテーマで、桜井市において語り部交流会を開催しました。また、歴史ウオークイベントなどと連携して、農作業体験イベントなどを開催してまいったところです。

この新しい景観づくり事業においても、記紀・万葉プロジェクトの関連事業として、今後とも地域の方々や桜井市、天理市の農林部局はもちろん、観光部局との連携や、桜井市における記紀・万葉プロジェクト関連の団体の方々とも連携調整をできるだけ図りながら魅力ある地域づくり、美しい農村景観づくりを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○和田委員 それぞれの部局から非常に丁寧な答弁をいただきました。中には、再質問をしたいこともございますが、随分と時間をいただいたので、要望だけ述べて終わります。

まず、農業研究開発センター、あるいは、食と農の国際大学校については、大学キャンパス的な、広々とゆったりとした、それでいて洗練された施設があるような、くつろげる空間を確保していくことも大切ではなかろうか。観光振興にも役立てるという話だから、ひとつ設計・施工の段階では、あっと驚くような、ぜひともすばらしい施設を期待したいと思います。

それから、現在、この国際大学校から巣立つ人たちへの支援として、人的インフラ整備ということに絡ませて、この育てた人材がしっかりと奈良のそういう方面で活躍できるように環境を整えたい。そういう人的な特区、人的インフラ整備の特区が今進められておるようですが、非常に苦戦をしていると聞いております。しかし、この試みは、大変大切だと思います。採用されるようにもう一工夫して、頑張っていたきたいと思うのです。これも要望としておきます。

それから、有機農業については、例えばアトピーの子どもの場合だったら、添加物のないものを明らかに求めていらっしゃいます。添加物のない商品を、作物を。ですから、健康のためにも、これからの子どものためにも、もちろん大人もそういう病気を持っておりますけれども、健康や食という意味でしっかりとその方面の生産奨励を組み立てていてもらいたい。こういうことをお願いし、生産の量が、例えば、学校給食ではたくさん使うわけだから、そこへ納められるぐらいの供給力が生み出されることを一つの目標として掲

げていただきたいとお願いして私の発言にかえます。

**○阪口委員** 「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の67ページ、新規事業の木質バイオマス施設整備資金貸付事業、木質バイオマスを利用して発電施設を整備するという事業内容そのものについては、的を射た事業内容であり、貸し付けそのものについても、反対するものではありません。しかし、この貸し付け事業ですが、貸付額が14億円で無利子貸し付けという大型の貸し付けですので、このあたりについてはきちんと精査する必要があるのではないかと思うのです。

先般、エネルギー政策推進特別委員会でもこの件については質問もあったかと思うのです。やはり焦げつくことを一番心配しており、以前、奈良県に対して住宅新築資金等貸付金回収管理組合に住民監査請求したことがございます。簡単に言うと、住宅を建てるのにお金は貸したけれども返済されていないと。多額の滞納があると。滞納した場合には、それに延滞金がかかるわけですし、その延滞金の徴収を怠っているということで監査請求をしたことがございます。ほかにも、大和ハイミールなど、貸し付けをして回収されなかったことがございます。

先般、この貸付先のクリーンエナジー奈良の事業の採算面について、担当者からのお話はあったかと思うのです。ただし、この事業者は、ほかの事業もやっていると思います。そこで担当者の方に、この企業の企業情報や信用情報などをお聞かせ願いたいという質問です。

**○岡野奈良の木ブランド課長** 木質バイオマス施設整備資金貸付事業についてお答えします。事業主体についてのご質問がありましたけれども、当発電事業で貸し付けの対象になります発電事業の事業主体は、ご紹介がありましたように、クリーンエナジー奈良、これは県内のチップ製造事業者です。それから、林業事業者等が増資を予定しており、木質バイオマスの発電による売電を目的に設立された会社です。特定の目的のためにつくられた会社です。

資本金としては、出資を募り、2億7,000万円を予定しており、この貸し付け事業は、そもそも国の制度を利用するわけですが、国の制度の貸し付けは、この貸付金を除いた残額の12%以上の自己資金、資本金が必要だという要件になっており、それを上回る基準となっております。

事業計画の妥当性の判断としては、まず、残余の部分について資金の手当てをすること

が必要です。それらについては、日本政策金融公庫や市中の銀行の融資を予定しているとのことで、県からも直接確認をしている状況です。木質バイオマスの発電事業ですが、本県と同様に未利用材を利用する施設は、全国で現在18カ所が稼働しております。平成24年7月に国の再生可能エネルギーによる電力の固定価格買い取り制度、いわゆるFIT制度が開始された後に、その18ヶ所のうちの5施設が動いています。この制度の認可を受けると、例えば未利用材ですと、キロワット当たり33.6円で買い取っていただけると。これは20年間という期間ですけれども、こういったところにより経営環境がかなり改善された要因になっているのかと思っております。

今回の場合も当然のことながら、このFIT制度の認可を貸し付けの要件にしておると。これによって安定的な経営が見込まれるものと考えております。

また、先ほども申したように、同事業への出資という形で参画されております方は、木質チップの製造者や林業の事業者等で構成されておりますので、発電の際に必要な原料木材の供給がスムーズに行えると。同時に、事業者は既に出資者を含めて33の林業事業者から原料木材の安定供給にかかわる協定を締結していると。このような状況でその確実性を見込んでいます。

県としては、他府県でも先進事例がいろいろとありますので、そういったものを参考にしながら、ただいま申し上げたような観点から時間をかけて審査し、貸し付けに係る事業主体の信用性及び事業計画の妥当性を判断しているところです。以上です。

○**阪口委員** ご回答から、安定的な経営が見込まれると、確実性があるということで理解したいと思います。ただし、貸し付けに当たって、一般的には保証人等をとると思うのですけれども、今回の場合はいかがでしょうか。

○**岡野奈良の木ブランド課長** ただいま申し上げたように、事業計画の妥当性等を見込んでおるわけですけれども、委員がご指摘のとおり、多額に及ぶ貸付金です。万が一に備えて、貸し付け時においては物的担保や連帯保証人を求めることを考えております。物的担保としては発電施設の設備や土地といったものに抵当権を設置すると。また、連帯保証人については3名以上を求めると、このようなことで取り組みたいと思っております。以上です。

○**阪口委員** 2点目の質問に移ります。

警察本部にお聞きします。ゾーン30についてです。生駒市においても、昨年11月1日に桜ヶ丘小学校周辺の地域で北ゾーン、南ゾーンというゾーン30が導入されました。

生駒市の場合、私ぐらいの世代が多いのです。団塊の世代です。私は65歳です。どうしても高齢化してくると、動きが鈍くなると。自動車は結構スピードが速いし、来ていてもぱっと動作できないと。私も運転していて、この方、とまっておられるのか歩いておられるのかわからないというケースを見ることがあり、やはり自動車の速度規制そのものが必要ではないかと考えているわけです。

県において、ゾーン30等が導入されていると思います。そこで、県のゾーン30の導入状況なり、また、この導入することによって交通事故等が減少したのかをお聞かせ願います。

**○大森交通部長** ゾーン30については、ゾーン内を30キロ規制にすることにより、この中を通行する自動車の速度抑制や、抜け道として利用する行為を抑制し、生活道路における子どもや高齢歩行者の交通事故を減少させる目的で整備しているものです。

県下において、ゾーン30を初めて整備したのは、平成25年1月、田原本町八尾地区です。これまでに、委員がお述べの生駒市立桜ヶ丘小学校ゾーンを含めて7カ所の整備が完了しております。なお、今年度末までにさらに5カ所を整備する予定で工事を進めているところです。効果については、現在のところ、これまで整備したところの詳細な効果検証はまだ行ってはおりませんが、整備後、交通事故が減少したという報告を個別に受けているところもございます。また、昨年3月に整備した大和高田市本郷地区において、大和高田市が行った調査では、自動車の交通量が整備前と比較して約7%減少しており、また、同地区で生活される方々に整備後の効果をお聞きしたところ、歩きやすくなった、自動車の速度が遅くなったなどの回答も得られたところです。県警察としては、今後、詳細な効果検証を行いつつ、引き続き整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

**○阪口委員** 来るに当たって、インターネット等で調べてきました。欧州ではゾーン30というものが古くから導入されていると。インターネット上ですが、その欧州では、やはりゾーン30を導入することで交通事故が減少したという報告があるわけです。

本県も導入されてきて、広がっていくかと思えます。そこで、今後、このゾーン30の効果等、またお知らせいただいて、積極的に住民の安全の確保をお願いしたいということ要望して終わります。以上です。

**○森山委員** 簡潔に1点、産業支援についてお尋ねします。

この間の代表質問でも産業支援について質問で取り上げました。その産業支援の内容は、意欲のある企業に重点的に支援を重ねることが重要ではないかという方向からの質問だっ



たのですけれども、それに対して知事から答弁をいただきました。それに引き続いて、もう一つ聞きたかったのですけれども、時間がなくなってしまって聞けませんでしたので、そこらのところをもう少し掘り下げてお尋ねします。知事の答弁の中で、関係団体と連携しながら県内のすぐれた技術や商品を有する企業など約140社を選定し、そこに順次訪問して経営者の方から経営方針や事業計画などを伺って、聞いたそのノウハウを県下の企業に活かしていく取り組みを進めているという答えをいただいたのですけれども、それについてももう少し中身を教えていただきたいと思います。

**○村上産業振興総合センター所長** 産業振興総合センターで関係団体と申しますのは、公益財団法人地域産業振興センターと一般社団法人発明協会であり、これらと連携して行っておるわけです。その中身については、経営者の皆様から、主には事業の継承、首都圏での販売拡大、ITシステムの整備促進などについてお聞きしており、さらに、技術相談、工場の立地、融資制度など、活用できる支援制度の積極的な情報提供をお願いしたいという話もあります。当センターではそれに対応し、一つの例として、先ほども触れましたが、中小企業の事業継承を大きな課題の一つと捉え、民間事業者との共同事業で後継者育成事業を本年1月から実施しています。年末に向け、計7回を計画しています。現在、2回終わったところでして、5月にはまた行います。

また、販路拡大という課題に対しては、首都圏で開催する商談会などをあつせんしております。ことし初めて東京駅八重洲口の、大丸が入っているビルをお借りし、南都銀行と大和証券の共催事業ということでさせていただき、来られる県内企業の方にも、東京のバイヤーにも非常に好評でした。商談の件数、成約の件数も多いのではないかと。今後、追跡調査もしていきたいと考えているところです。

また、工場の立地については、企業立地推進課とも連携を図り、県の企業誘致施策を紹介し、県内事業者が工場を拡張する場合、このようなケースではこれに該当するというご案内をし、それを企業立地推進課につなげることで、一元的に対応をしているところです。いずれにしても、企業ニーズに的確に対応するとともに、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

**○森山委員** いろいろ複数ある企業の中から、今回は140社よりヒアリングをしてとのことですが、そのまとめたノウハウは県下の企業の方が産業振興総合センターに行っても知るようになるのかと。ホームページか何かで一覧にして、会社からでもわかるようになるのか。というのは、そういうノウハウを知りたいと思う方は、その情報をどのように手

に入れて活かしていったらいいのかというあたりをもう少し教えていただけますか。

○村上産業振興総合センター所長 現在のところホームページ等で公開しておりません。まだ全て回っておりませんので、資料については内部資料ですが、今後、そのようなものを整理して公開するとともに、仮称ですけれども、優良事例百選というようなものを作成して、公開していきたいと考えております。以上です。

○森山委員 わかりました。結構です。

○大坪委員 まず、「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の61ページ、田んぼの機能活用促進事業について伺います。

まず、この事業の概要を詳しくお教えをいただければありがたいと思います。

○菅谷農村振興課長 田んぼの機能活用促進事業についてです。水田は食料を生産する場としてのみならず、四季折々の美しい農村景観や田んぼに住む多様な生態系を保全したり、水を蓄えて地下水を涵養したり、大雨のときには一時的に貯留して下流洪水被害を軽減したり、さらには、農耕に関連した伝統文化の伝承など、さまざまな多面的な機能を有しております。

水田農業はこれまで用排水路の泥上げや草刈りなど、地域の農家の共同活動により維持されてきましたけれども、近年、農業者の高齢化や減少により、農村コミュニティが失われつつあるため、水田農業の継続による多面的機能の効果の発揮が難しくなってきていると考えております。

そこで、本事業はそれぞれの地域において共同活動や水田営農の継続に係る話し合いなどの取り組みを進めていただくきっかけとして、農家や地域住民の方々を対象に田んぼに住む生き物調査や、多面的機能に係る研修会の実施を行い、水田の価値や多面的機能を再認識いただくとともに、水田貯留対策に取り組む実践活動の推進などを行っていくこととしております。

このうち、水田貯留対策については、水田の排水ますに調整板を設置し、大雨のときに水田に降った雨を一時的に貯留するもので、昨年度から田原本町においてモデル的に3ヘクタールの水田で取り組みが始められ、昨年度8月の降雨においては約3,400トンの一時貯留がなされたことが確認しております。現在、集落での話し合いにより、地域一体となり取り組み面積の拡大が進められておるところです。この田原本町でのモデル的な取り組みを県下に広く普及するため、昨年8月と12月に各市町村の農林、河川関係の担当

者や農業関係団体の方々にも参加をいただき、現地見学を含めた情報交換会を開催したところでは、

こうした中で、一部の市町村においてこの取り組みに前向きな意向があり、そうした市町村と連携して各地域、集落での取り組みを進めるために水田貯留に係る啓発活動や実践活動を推進してまいりたいと考えております。こういった事業の内容です。

**○大坪委員** その機能の中で、大雨の対策や貯留機能といったことをおっしゃったのですが、この事業の実施箇所を見ると、大和高田市、橿原市、桜井市、田原本町、広陵町となっています。特にぱっと見ただけでも、例えば大和高田市や田原本町、広陵町といいますと、かなり盆地の低いところになってくるので、貯留機能ということですが、大雨が降るとこの田んぼ自体が完全につかってしまう。よく質問等もされているかと思うのですが、こういったことを考えると、その根元になる中山間地域での対策というか取り組みというものも重要だと思っておりますが、そのあたりはどのように考えておられるのかお聞かせください。

**○菅谷農村振興課長** 委員がお述べのように、水田貯留対策の取り組みについては、下流の平たん地域だけでなく、やはりより上流地域での取り組みが有効であると考えております。まずは、先ほども申したように、手を挙げていただいている市町村から普及を図ってまいりたいと思っておりますけれども、今後さらに上流周辺市町村へも取り組みが拡大するように県としても啓発を進めていきたいと考えております。以上です。

**○大坪委員** 確かに、まずは取り組んでいただけたところからしっかりとやってもらうというのは重要だと思いますが、県内全域で取り組みを進めていただくようにお願いします。そして、先ほども、コミュニティ自体が大変しんどいことになってきているという答弁がありましたけれども、まさにこの田んぼを維持していくのは、農村がしっかりとコミュニティを維持していくことが重要であると思っております。今、県の中でも担い手関係などで集約化していったり、大規模化をしていくという取り組みで農業の維持を図ろうとされているのですが、やはり人があつての農村です。生活をされている方、農業をされている方がいかに農業を続けていけるのか、こういった面からしっかりと取り組んでいただけたらと思っております。田んぼの機能は、もちろん景観や貯留機能などいろいろあるのですが、そこで農業を維持するための一つの事例として、奈良県ではなかなかないと思うのですが、太陽光パネルなどの施設です。よくメガソーラーなどというのは、農地や山の地べたに置いたりしているところがあるのですが、営農型ということで、田んぼをしながら、

田植え機や耕運機などがそのまま乗り入れできるようかさ上げして上に太陽光パネルをつけている。こういう形の太陽光パネルの事業をなさっているところがこの近畿地方や東海地方の近県にあります。確かにこれは、景観的な面ではどうかと思うのですが、農業をしながら、買い取り制度を利用して売電収入も得ながら、そこで生活をずっと続けていける。人が生活をするということは、コミュニティの維持にも重要な役割を果たすと思います。こういったこともぜひ検討していただければありがたいと思います。

次に62ページ、奈良らしい農業・農村のあり方検討事業についてですが、このことについてもう少し詳しく教えていただければと思います。

**○植田農林部次長（企画管理室長事務取扱）** 奈良らしい農業・農村のあり方検討事業についてのお尋ねです。ご承知のように、国は農林水産業及び農山漁村が将来にわたって活力の源となり、持続的に発展するよう戦後の施策の見直しを進めているところです。40年間続いた米の減反制度の見直しをはじめとして、農地中間管理機構の創設など、4つの改革が進められているところです。こうした中、県では単に国政に追随するのではなく、本県の特性を生かした農業・農村振興策を着実に進めることが大切であるかと認識しています。

そのため、平成26年度事業でこの標記の事業を新規に予算計上しているところです。具体的には、やる気のある若手農業者などの生産者や、一般消費者等、幅広い層の県民の方々から現場の生の意見を聞き取り、課題を洗い出した上で、課題ごとに解決策の検討を進めていきたいと考えています。さらに、専門家のアドバイスを得ながら、今後の奈良県農業・農村政策の方向性を明確にし、必要な施策を展開していきたいと考えています。

最終目標としては、こうした検討結果が、仮称ですけれども、奈良らしい農業の振興と農村の活性化に関する基本条例の制定につながればと考えており、できれば平成27年度の制定を目指して頑張っていきたいと考えています。以上です。

**○大坪委員** いろいろな分野、先ほど漢方のところでも奈良らしいという言葉が出てきました。奈良らしい農業といいますと、水田など戦前においては奈良段階と申して、1反当たりの単収が3石何とかいう、全国的に見てもすごい収量がとれたという時代もありましたし、奈良のスイカというのは、スイカの名産地という歌があったぐらい、奈良を代表するような作物であったと。いろいろな面で奈良らしいということは考えられると思うのですが、そういった面で奈良らしい農業をしっかりと取り組んでいただけたらと思います。

次に、警察本部にお伺いします。歩行者や自転車に対する安全対策について、これは、

昨年6月も代表質問をしました。昨年、奈良県では交通事故による死者数が戦後2番目に少なかったとお伺いしました。交通事故の死者を減少できた要因の一つは、やはり警察の皆さんによる、さまざまな交通安全対策の結果があらわれたものと思うのです。

しかし、歩行者や自転車の交通事故に目を向けてみますと、歩行中にお亡くなりになった方は、一昨年より1人増加して15人、そして、自転車乗車中には、2人増加の6人になっており、その原因の一端には、歩行者や自転車の利用者の交通マナーの低下やルール違反などがあると考えています。実際、自動車を運転中に、信号無視をする歩行者や自転車、道路に飛び出しをする子どもなども目にすることがあります。昨日も、ちょうど夕方、住宅地の中を直進しておりました。そこは一旦停止の標識、標示ももちろんあるわけですが、カーブミラーで見ると、ちょうど右側の道から、ああ、自転車が来るなということはわかっていましたので、徐行していましたが、自転車は全く左右確認もせずそのままのスピードでさあっと通り過ぎてしまった。タイミングがずれて、もしミラーを確認しなければ大変重大な事故になったのかということも改めて、ああ、あした質問だけでも、きょうもこんなことがあったと感じていたのです。

県警察では、本年の目標として、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現を掲げられておりますが、歩行者や自転車利用者のマナーが向上し、交通ルールの遵守ができなければ、この目標を達成するのは難しいのではないかと思います。町なかでは、子どもの飛び出しを意味する人の形をした看板が設置してあり、それをよく見かけるのですが、安全運転に向けた啓発のチラシの配布、そして、歩行者をいたわる運転の指導など、ドライバーに対する注意喚起や安全運転を促す対策はかなり実施されています。先日もテレビで見たのですが、大津警察署だったと思います。3月3日のひな祭りの日に、小さい子どもが、あれか何かを持ってドライバーの方に手渡しで、交通安全よろしくお願いしますという、大変かわいらしい、本当に心がいやされるような場面を見ました。逆に申すと、車の方にそういう形と言って、車の方も、はい、わかりましたという形で行っていたのですが、これが、例えば、もし朝に、自転車ではあっと走ってる人に呼びかけをして、子どもが渡したりすると、何なんだということ逆になんか何かトラブルになるのではないかと、そんなことを1人で勝手に考えておりました。道路に飛び出さないという安全意識を持つような交通教室や、街頭における啓発活動というのをもっと、歩行者に対しても行うべきではないかと考えております。特に自転車については、免許が不要なため、子どもから高齢者まで幅広い年齢の方が気軽に利用できる乗り物になっているので、ルールが軽視されてる面が

目立って、例えば、自転車の通行が規制されている商店街などを我が物顔で走るような自転車を目にするのがよくあります。また、先日ですけれども、大阪府の天神橋商店街では、自転車による事故が問題になって、1月末に自転車の通行が禁止されたということ、皆様方もニュース等で見られたかと思います。

県警察では、歩行者や自転車を対象とした交通安全教室や、各種啓発活動を実施していると聞いておりますけれども、やはりルールを守ってもらう効果的な方法としては、啓発だけではなく、違反をしたら警察に捕まってしまうのだという気持ちを持ってもらう必要があるのではないかと考えております。自動車を運転される皆さんでも、パトカーを見たら緊張するとか、あ、ちょっとまずいとかいう気を持たれるかとは思いますが、これは、捕まったら嫌だな、困るなという意識をみんなが持っているからなのではないかと思うのです。そこで、県警察で、歩行者や自転車利用のマナー向上のため、どのような施策を考えておられるのか、そしてまた、県内の商店街のうちで自転車の通行が禁止された商店街における自転車対策について、どのように取り組んでおられるかお伺いします。

**○大森交通部長** 委員がご指摘のとおり、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現、これを達成するためには、歩行者や自転車利用者の安全行動が必要不可欠なものであると考えております。まず、歩行者の安全意識の向上についてですが、現在、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の方々に、その年代に応じた交通安全教室を実施しているところです。昨年中、県内で歩行者に対して実施した交通安全教室は延べ670回、受講者数は6万3,000人を上回っている状況です。その内容については、マナーやルールの周知を図る交通安全教室をはじめ、歩行者に対し教育システムを使用して体験型の教室を開催しております。

また、交通教室とは別に、平成21年から公益社団法人奈良県トラック協会が県内の全自治体を対象に実施しております、歩行者の飛び出し防止を目的としたストップマーク。これの普及事業に対して、各自治体の交通安全母の会とも連携し、通学路を中心とした子ども達の飛び出しが予測される道路端等にストップマークを貼付する活動を推進しており、これまでに協会から自治体に配布されましたストップマークも1万1,000枚を上回る状況です。

一方、自転車利用者に対する対策としては、小・中学生を対象に、グラウンドでの模擬走行訓練を取り入れた交通教室を実施しているほか、高校生を対象にスタントマンによる交通事故再現型の交通教室を開催するなど、これも年代別に交通安全教室を通じてマナー

やルールの周知を図っています。昨年、自転車の交通安全教室は延べ512回、受講者数は5万4,000人余りでした。

また、警察官が街頭パトロール等を行う際に、マナーやルール違反の者を見かけた場合には、積極的に声かけを行い、違反をした自転車利用者には自転車指導警告表と、通称イエローカードというものを交付して、指導警告を行っています。昨年は、2,000枚余を交付しました。

なお、自転車利用者の検挙ですが、酒酔い運転や制動装置不要車運転、いわゆるブレーキ等を備えていない自転車については、警告なしで検挙しておりますけれども、それ以外の信号無視や2人乗り等の違反については、まず、指導警告を行い、それでも従わない悪質な運転者については検挙する方針で臨んでいるところです。今後も自転車利用者のマナー向上に向け、街頭活動を強化し、指導警告に努めてまいりたいと思っています。

なお、次に、商店街の自転車対策ですが、奈良県において、終日自転車の通行が禁止されております商店街は、奈良市の東向通りと餅飯殿通り、生駒市のびっくり通りの3つです。これら商店街における自転車対策としては、パトロール等で警察官が、商店街を走行する自転車を見つけた場合には、指導警告を行っているほか、奈良市の東向商店街と餅飯殿商店街については、毎月22日が自転車街頭指導啓発デーと指定していることから、この日について、奈良署と商店街で共同して指導啓発活動を実施しています。今後も商店街を管理する協同組合と連携を図りながら、啓発活動等を推進してまいりたいと考えております。以上です。

**○大坪委員** 次に、昨年の12月1日に施行された道路交通法の改正についてですが、自転車に関する改正については、無免許の罰則の強化と違って、自転車が県民にとって身近な乗り物であって多数の利用者があることから、県民の皆さんにより一層、周知をしていただかなければならず、それが必要であると考えております。今回の法改正によって自転車の路側帯通行が規定されましたけれども、法の施行後間もないこともあるのか、見ておりますと施行前とさほど変わっていない状況ではないかと感じております。実際、逆走している自転車なども今でも普通に見かけるのです。そこで県警察として、この自転車にかかる法律の改正について、その概要と、どのように県民に周知を図っておられるのかお尋ねします。

**○大森交通部長** 昨年、道路交通法の一部が改正されました。まずその概要が、自転車に関係するものとしては、1点目が路側帯通行に関する規定の整備です。2点目が自転車

の検査等に関する規定の整備です。3点目が自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備でした。

1点目の路側帯通行に関する規定の整備と2点目の自転車の検査等に関する規定の整備は、いずれも昨年12月1日から施行されています。3点目の講習の関係は、平成27年6月13日までに施行されるという、まだ少し先の話です。

改正概要については、1点目の路側帯通行に関しては自転車等の軽車両が通行することのできる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとされたものです。2点目の自転車の検査等に関する規定については、警察官が安全基準を満たしたブレーキを備えていないという自転車を発見した場合は、これを停止させてブレーキに関する検査をすることができる権限が与えられました。またこの場合において、ブレーキを整備するように命令したり、現場でこれから運転を継続してはならないと命ずることができるのです。なお、3点目の講習に関する規定については、道路交通の危険を生じさせる違反等を反復した者で、その者が自転車を運転することが道路交通の危険を生じさせるおそれがあると認められるときには、公安委員会がその者に講習を受けるように命じることができるようにされたものです。なお、どのような行為を危険な行為とするかについては、現在、国において検討されていると伺っています。

県警察としては、改正法の円滑な運用を目的に、県民の皆様に対して改正内容の周知を図るため、いろいろな啓発活動を推進しているところです。具体的には、交通安全教室や交通安全講習会等の場において改正内容を説明しているほか、該当啓発活動時にはリーフレットの配布も行っています。また、自治体並びに関係機関等と連携し、市町村の広報誌などさまざまな広報媒体を活用して広報にも努めているところです。

そのほかに、警察官のパトロール時における声かけであったり、違反車を停止させたときに説明を盛り込むなど、あらゆる機会を通じて周知を図っています。また、来月の4月6日から10日間にわたり、春の交通安全県民運動が実施されます。またさらに、5月には自転車マナーアップ強化月間を実施する予定もしていることから、これらの機会を捉えて道路交通法の一部改正の内容を含め、自転車の安全利用に向けた啓発活動を一層推進してまいりたいと考えております。以上です。

**○大坪委員** 交通安全のことになると、歩行者や自転車のほうがどちらかといったら悪くない、どうしても自動車のほうが悪いという議論が昔からずっとあり、歩行者、自転車を守る交通安全というのが主であると思うのですが、これからは歩行者、自転車が守る交通



安全も大変重要ではないかと考えております。そういった意味で、いろいろと交通安全教室やあらゆる表示等もしてもらっているのですけれども、これを実際に守らないと事故の危険性は減らないと思いますので、そういった意味での直接的な指導も、ぜひともしていただけたらありがたいと思います。

道路交通法の改正については、あるテレビ番組でコメンテーターが、全然周知されていない中で取り締まるのはとんでもないことだと、逆を言ったら自転車に乗っている人がかわいそうだといったような発言をたまたま見かけました。こういったことを言われぬように、もう周知だけは徹底的にしていって、皆さんが理解してないとかではなく、守らなければならないということを理解してもらえるように。場合によっては、交通安全週間やマナーアップ月間の中で、より踏み込んだ指導、また悪質なものに関しては検挙も辞さないぐらいの強い姿勢で望んでいただけたらありがたいと思います。そのことが最終的にそれぞれの方の身の安全も守る、その人のためだということで、多少厳しい対応にも取り組んでいただけたらと思います。以上で質問を終わります。

○宮木委員長 審査の途中であります。これで午前中の審査を終わります。なお、午後は1時15分より再開いたします。しばらく休憩します。

12:09分 休憩

13:16分 再開

○宮木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○岡委員 それでは、一問一答式で質問します。

まず1つは、「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の51ページ、高齢者地域就業支援事業ですが、高齢者の人材活用というところでの予算組みがされております。今回、新規事業ということですが、具体的にどのようなことをされるのか、説明をお願いします。

○村上雇用労政課長 高齢者の身近な地域での就業機会を拡大する取り組みです。お手伝いが不足していると聞いている介護や保育所の保育士の補助のリーダーを育てるという取り組みです。

○岡委員 よくわからないのですけれども、この予算が組まれた背景、狙い、そのあたりをもう少し教えてほしいのですけれども。

○村上雇用労政課長 地域で元気な高齢者が、特に団塊の世代の方を中心として、何か地域の役に立ちたいという人がたくさんいらっしゃると思っております。そんな中で、介護、

あるいは保育所等で専門的な免許を持った人だけではなく、それをアシストするような人が不足しておると。例えば保育所でちょっと子どもたちに読み聞かせをするなどの保育士の支援といいますか、バックアップする人がたくさんいるとのことで、現役を引退した高齢者の何か地域に役立ちたいというところとそういうところをくっつけて、高齢者の仕事の場をつくっていかうというのが、この事業の趣旨です。以上です。

**○岡委員** 金額も1,295万円ですか、債務負担行為がついており、緊急雇用創出事業の予算を使うということです。多分、そういういろいろな狙いの中でニーズ、それから今の団塊の世代の再活用にもつながるということで、生きがい対策もあるのだろうと思います。もうこれ以上深く聞きませんが、しっかりと取り組んでいただいて効果の出るように、また次の決算審査特別委員会でもしかしたら結果として聞くかもわかりませんが、よろしくをお願いします。

次に55ページの育児休業取得促進事業、今回県の消費税アップ分の一つの活用ということで、育児休業給付金に対する17%の上積み分を県が独自にやるとのことで、大変いいことをされると思います。このことについてお尋ねしたいのは、具体的にどの情報をもとに支給対象を選ばれて、どう手続きをすればいただけるのかについての一連の流れを教えてくださいませんか。

**○村上雇用労政課長** 委員がお述べのとおり、今、通常国会に雇用保険法の改正法案が出ています。育児休業給付金が雇用保険から出ますが、現行は50%です。今回の改正で50%を67%に引き上げるという法案が出ています。ただし期間が育児休業開始から6か月間だけという内容になっていますので、県としては原則、出産された子どもが1歳になるまで育児休業給付金が出ますので、国が上積みした後、1歳になるまでの間、県負担で上乗せするという流れです。

支給の仕方ですが、もちろん狙いとしましては少子化対策もありますし、職場のワーク・ライフ・バランスの実現という狙いがございます。もちろん給付金を出すだけでなく、職場の環境も整えないとなかなか育児休業というのは進まないと考えており、県の助成金は事業主が育児休業を取られる従業員の方に17%分の賃金、どんな形になるかわかりませんが、賃金等が出された金額を払っていただいたら事業主に対してお金を10分の10、補填する枠組みで考えております。事業所で本体に当たります育児休業給付金の申請手続をされますので、それと並行として県にも申請をいただいたらと考えております。以上です。

○岡委員 まだほかに言うことがありますけれども、要は育児休業補償というのは、従前の制度の中で申請すればいただけるものがあります、事業主に申請すれば。それに今回新たに県として独自分をここへ乗せるのか、そのあと継続になるのですか。つまり6カ月間済んでからの分が17%になるのですね。この文章から見たらそうかと思うのです。そうすると、一旦育児休業補償が切れた後に、普通だったらゼロになってはしまうところを17%は子どもが1歳になるまでは支給しますと理解していいのですか、その辺の確認ですけど。

○村上雇用労政課長 説明不足で申しわけございません。今、委員が言ったとおりです。継続して1歳になるまで67%……。

(「ちょっと待ってよ」「よろしいですか」と呼ぶ者あり)

○中産業・雇用振興部長 今、委員のご質問であった、現行の制度は満1歳になるまでは、給料をもらっておられる方の50%が出ると。ところが今、法律改正が出されまして、育児休業を取得してから6カ月間は17%上乘せでいきますと。上乘せするから67%が支給されます。6カ月たった段階では、また50%に戻ってしまうのです。その6カ月も引き続いて、例えば事業所で上乘せして、国の制度を延長しているような形で1年に達するまでの17%分を事業主がお払いになれば、その17%相当分を県が事業主に対してお支払いしますという流れです。だから、育児休業を取得している人は6カ月たった後は50%は育児休業給付金を受け取られるのですが、そこに上乘せをしていきます。それが県単独でやった、全国にも例のない取り組みということです。そういう趣旨です。

○岡委員 わかりました。ただ、ここで気になりますのは、育児休業を申請されている方は当然把握できますけれども、たしか、基本的には育児休業も申請主義ですね。だから、子どもが生まれても申請しなかったら当然、国の分、最初の分ももらえないと思います、申請主義だから。ぜひお願いしたいのは、事業主も多分このことはわかっている方もあると思うけれども、県が初めてやる制度ですので、広報をしっかりとやってあげてほしいのです。お子さんを産むお母さんにも伝えてほしいのと同時に事業主にもこういう制度があることをしっかりとPRして、広報をお願いします。この件は以上で結構です。

それから次に、先ほど大坪委員からもありましたけれど、田んぼの機能の話、非常にいい着眼点だと思います。やはりこの田んぼの機能というのは本当にすばらしい着眼点であり、本県の国土の中で田んぼの果たす役割は何なのかを多面的に捉えながらやるということは非常にすばらしいと思いますので、答弁は要りませんが、ぜひしっかりと。今

はまだスタートですのでこれからだと思いますけれども、大事なことだと思います。よろしくをお願いします。

次に、67ページで先ほど阪口委員からも質問がありました、木質バイオマスの件です。重複するところは避けますが、要は現在行われている実験の分、これは発電ではなくて発熱ですか、御杖村でしているのは。現在実験をしている部分についての状況を教えてほしいのと、今回新しく14億円を融資して行われる業者のことです。信用については十分チェックしていると思うけれども、先般ある似たような施設の視察に行ってきました。そこで気になったのは、1つは燃やすものの管理です。これは多分、森林組合が入っているので、間伐材などそういったもろもろのきれいな森林の不要物となるものを燃やすのだらうと思います。私があるところへ行ったときには、実はそこにいろいろなものが持ち込まれており、例えば産業廃棄物ではないかと思われるようなものも木質のものであれば燃やせるわけです。そういうものを一緒に混ぜ込んで、しかもチップにしてしまうとわからない。今回この会社が行う発電のチップのプラントは、その辺の監視がきちんとしてできるようになっているのかどうかです。特に一番問題だと思ったのは、産業廃棄物でお金をもらって持ってきたものを、燃やして電気代でまたもらうという、こっちでももらい、こっちでももらうという事業ですけれども、それは非常にグレーゾーンです。法律的にいろいろ問題もあるのかもしれませんが、その辺この事業においてきちっと整合性のある管理を、ぜひ県としてもお願いしたい。後で住民からトラブルが出ないように監視をお願いしたいというのが1点。

もう一つ、それに関連しますけれども、燃やした後の残廃の灰です。これらをどう後処理するのも非常に悩ましい部分があるようです。それからダイオキシン対策のチェックの問題などがあるようですので、バイオマス発電といえば流行ですから、とりあえずやれという感じだけでも、環境問題など後の問題もありますので、注意をしてもらいたい。私が視察に行ったところの事業所はどうしているかといえば、これも苦しい答弁でしたけれど、その業者の方は燃えた灰は肥料だと、だから自分が持っている山へまいているのだと、こういう言い方で逃れてました。私も首をかしげて帰ってきましたけれど。でも、こういうグレーゾーンのことが結構こういう場合は出てきますので、県が直接お金をこれだけの担保をして事業を進めるわけですから、しっかり管理、監視をお願いしたい。これは要望にしておきますけれども、よろしくをお願いします。

それからもう1点、全く別の話ですけれども、64ページにニホンジカの処分云々とい

う話があったと思います、捕獲モデル事業ということで。これは大変大事なことだと思いますのでぜひ進めてもらいたい。県の猟友会も協力して行われると聞いております。実は、そこで捕獲した鹿をどうするのかという話で、今、猟友会の方は大変頭を悩ましているようです。今、この鹿の肉をどう活用するのかを研究されているようには聞いていますけれども、ぜひしっかり取り組まれて、鹿だけじゃなくてイノシシもあろうかと思っておりますので、これから捕獲していけば。

思いつきの話でまことに申しわけないですけれども、1回研究してほしいのは、例えば食料難で悩んでいる諸外国があります。外国で食料がないところ。ああいう肉を缶詰に加工して、食料品でODAで国のパイプを通じて応援物資として使う方法がないのか。もしそういうルートができたらものすごくたくさん使ってもらえる可能性があります。法律的なことも全くわからない中で素人判断で言っていますけれども、いろいろな角度から肉の処理の仕方をもちろん一番いいのは県で加工して、売れてお金になって商業的に成り立てば理想なのですが、現実はなかなか難しいだろうと思います。生まれ故郷の和歌山県龍神村では猪鹿鳥鍋というのがあり、イノシシとキジと鹿の肉をまぜて鍋で食べるのです。何か花札みたいな名前でございますけれども、結構おいしいのです。鹿の肉を処分しようと村が考えており、ユニークな取り組みでしたけれども、そういうことも当然やっていただくとおもいますが。鹿の肉の処理の問題、加工する問題は大変重要だと思いますので、ぜひこれも、もう答弁は結構ですけれども、研究していただきたいと思います。

それから、警察本部に2～3点お尋ねします。

まず、あまり言いたくなかったのだけれども、けさ新聞見たら大きく記事が載ってありました。状況がいろいろあると思いますので、コメントを県警察として多分記者にはしているのかもしれませんが、この委員会でもこの件について一言コメントをお願いしたい。多分この自動車警ら隊の方の話だと思いますけれども、以前たしか総務警察委員会のときに1件、苦言を申し上げたことがあります。それは、取り締まりのときに非常に言葉遣いが悪い、マナーが悪いなどという苦情が市民からあり、そういうお話をしたことがありました。今回、新聞記事で見たら同じ部署の方かと思えます。特に本署を離れて仕事をされている方かと思うのですが、その辺の日ごろのコミュニケーションや管理体制などを、これを機会にしっかりとやって県民の不信を招かないようお願いしたい。これについてコメントをお願いします。

次ですが、仮免許試験における技能試験コースの追加で、この間行われたことについて

お尋ねします。

新規に運転免許証を取ろうと思えば、経済的な理由や時間の制限もあって実技試験が免除となる指定自動車学校を卒業するのではなく、直接運転免許センターで実施する実技試験に飛び込む、いわゆる飛び込み試験を受ける方がおられるのですけれども、その方々の合格率はかなり低いと聞いております。飛び込み試験で運転免許証を取得するためには、仮免許を取得した後に路上試験において実技検定に合格し、最終の学科試験に挑むこととなっておりますが、本年2月から仮免許試験における技能コースが2コース追加されて6コースになったと聞いております。この試験コースの増加は、受験者にとってみれば覚えるコースがふえて、結果、ますます合格が厳しくなるのではないかと聞いております。そこで、新社会人を見据えた免許取得希望者がふえる年度末の2月という時期になぜ技能試験のコースをふやしたのか、一つはタイミング的な問題。もちろん、このコースをふやさなくてはならない理由はあったのだらうと思いますけれども、タイミングはちょうど、自動車学校や教習所でない民間の飛び込み試験の生徒を教える学校などから見れば一番書き入れどきの2月です。しかも知ったのが去年の11月の終わりごろだったと聞いておりますけれども、わずか2カ月そこそこでこのような変更があって、大変苦慮しておると。書き入れどきに痛い打撃を受けたという話も実はあったのです。

それで、特に飛び込み試験の生徒を教えているスクールの人にすれば、それなら私たちはもう要らないのかと、もう私たちの仕事は要らないから冷たくされているのかという、半分ひがみかもしれませんが、実態としてそういうことはあって、大変苦慮されたと、複数の方からそういう悩み相談があったのです。もちろん法律やルールに基づいて皆さんそれぞれ仕事をされるので、どこかで行き違いがあったのかもしれませんが、要はこの点でお願いしたいことは、後から答弁をしてほしいのです。なぜこうなったのかということも答弁が欲しいのですけれども、タイミングを十分に考えて、こうすればどういう反響があるのかということも考えながら制度の変更なども考えていただきたい。これは全国ではなくて奈良県だけの取り組みだったようですので、別にこの時期にしなくてはならない背景があったのかどうかはわかりませんが、その辺も含めてお尋ねします。

それからもう一つ、これもちょっと耳の痛い話になりますけれども、普通仮免許の実技試験を受験したときに、試験官の中には丁寧に説明をする試験官もおられます。しかし、受験者の気持ちを逆なでする試験官もいるような話が私の耳に入ってきております。仮免許の実技試験において、例えばA試験官の場合だったら合格だけれども、B試験官に当た

るとなかなか合格できないといううわさが受験生の中であるように聞いています。また、奈良県の運転免許センターの飛び込み試験による仮免許の実技試験合格率は低いと聞いたことがありますけれども、これは何か恣意的に飛び込み試験による受験者の合格率を下げているのではないかという話も一部あるように聞いています。その辺、県警察としてもきちんとした説明をこの際お願いしたい。

そこで、運転免許センターの試験官には、警察官であれば誰でもなれるのかということ、また適正な試験を担保するためには試験官に対する教育や研修をどのように実施しているのかについて交通部長にお尋ねします。

最後に県警察にもう1点、平成25年6月に道路交通法が一部改正され、その中で駐車違反車両にかかる放置違反金の収納事務の委託に関する規定が整備されたと伺っています。この規定が整備されたことで、今までできなかった放置違反金の納付がコンビニエンスストアでもできるようになるとのことです。放置違反金は駐車違反をした車両について、その使用者の責任を問うペナルティ的なものと承知しておりますが、一部の住民からは毎年納付する自動車税と同様にコンビニエンスストアで納付することができたら便利だという声があります。そこで、道路交通法の改正を受けて、県警察では放置違反金のコンビニエンスストアでの納付についてどのようにお考えか、交通部長にお尋ねします。以上です。

**○柘植警務部長** まず、私どもの自動車警ら隊の隊員の間で暴行や恐喝の事案、事件が発生したことについて、県民の皆様の信頼を損ね、まことに申しわけございませんでした。本件はこの1月下旬に発覚し、厳正に全隊員の聞き取り調査などを重ねてまいりました。そして、昨日付で上司である職員と同僚職員2名を懲戒処分にし、またその隊のさらに上の上司等を監督処分、監督措置を講じました。暴行等にかかわった2名の職員は、起こした後で非常にもう取り返しのつかないことをしてしまったと深く反省したとのことで、職を辞しておわび申し上げたいと言っておるところです。私どもも辞職を承認をしました。今般の事案、従来から人格形成、人権尊重という観点でさまざまな教養を重ねてきましたが、このような事態を招いてしまったことを深く反省しております。本当に心に響くような、浸透するような教養を徹底してまいりたいと思っており、また人事面やさまざまな面でのさらなる再発防止措置を講じていきます。自動車警ら隊というのは皆様の県民の安全を守る大切な部署ですので、その隊員が誇りと使命感を持って仕事をやっていけるように万全を期して措置を講じて進めてまいりたいと思っております。これからも委員の皆様のご理解とご支援のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○大森交通部長 仮免許試験の関係で、技能試験コースの増加の件について、まず答弁いたします。

新規に運転免許を取得された方のうち、指定自動車教習所を卒業された方とそれ以外の方の免許取得後1年以内の交通事故の発生状況を見ると、平成23年の統計ですが、指定自動車教習所の卒業者の事故率は0.55%ですが、それ以外の方の事故率は0.84%で、約1.5倍になっています。そのため、県警察としては総合的な交通事故抑止対策の一環で、平成26年2月3日から運転免許試験官における仮免許の技能試験コースの見直しを行ったところです。

これまで県警察では平日の午前と午後に仮免許の試験を行っており、日ごとに4つの試験コースの中から一つのコースを抽出して試験を実施しています。近畿内の各府県警察の普通仮免許のコースの平均等を調べると、大体5～5.4コース数を有しているのに奈良県は4コースで若干少ない、試験日はほかの府県のよりも若干多いこともありましたが、2コースを追加して6コースとしたほか、コースの追加にあわせてこれまでであった4コースについても一部変更しました。

コースの追加がこの時期になったのは、当初、1カ月間の周知期間を設けてことしの業務開始日である1月6日からの実施を検討したのですが、受験される方の利便性等を考慮しまして周知期間を2カ月間置いたことによるものです。そのため、昨年12月の初旬から運転免許センターの試験の受付窓口にコースの追加等に関するお知らせを掲示するとともに、新しいコース図も掲示をしているところです。また、県警察ホームページでも案内を掲載しました。今後、技能試験コースの変更等を行う場合には、今回同様、周知期間を長目に設定するなどして、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

2つ目は、技能試験官の教育、研修の話ですけれども、まず委員からご指摘いただいた、試験官の言葉遣いの関係ですが、常日ごろ適正な市民応接について指導、教養がなされているところです。人権を無視したようなといいますか、厳しい言い方というのは、中にはその人の性格もあるので若干厳しくとられるところがあるかもしれませんが、もし不適切な発言をするような試験官がおれば、試験官全てに名札を着用させておりますので、具体的にその氏名を教えていただけましたら厳しく対処したいと考えております。

それから、採点基準の話ですけれども、採点基準については、これは全国警察庁が示す基準に基づき統一基準で運用されております。奈良県においても平成25年中の合格率は15.8%でして、近畿管区内の警察が平均16.6%です。若干厳しくはございますけ



れども、そう大きく奈良県だけが厳しいという状況にはないと考えております。

技能試験官については公安委員会の規定に基づき、警察官だけではなくて一般職員も含めた者の中から一定の要件をクリアした者、また真に適格性のある者を選考しております。先ほど申し上げた技能試験に係る採点基準の適正な運用を図るため、技能試験官として業務の前には680時間以上の教養を行うこととしております。この教養を終了しなければ技能試験官として従事することはできません。また、技能試験官になっても、それぞれの職員間で差異が生じないように月10時間以上検討会、研修会を開催し、採点に対する意思統一を図っているところです。

放置違反金のコンビニ納付の件ですが、昨年6月に道路交通法が改正され、ことしの6月13日までの政令で定める日から施行とされています。コンビニエンスストア等の委託が可能とはされたのですけれども、本県においてはコンビニエンスストアでの納付を可能とするために新たなシステムが必要となります。また、システムの構築にかかる多額の費用の問題もあります。また、振り込み手数料の問題もありますので、今後、振り込みの委託の可否も含めて、必要性も含めて検討していきたいと考えております。以上です。

○岡委員 まず先に、コンビニ納付の件からお尋ねしたいのですけれども、答弁がありましたように、やろうと思えばできることになったようです。そこで一番の課題は何かというと、システムをどうするのが大きな問題になるかと思えます。そこは財政に絡む話ですので、総務部長、この件について、今お聞きになってわかるように、県民のそういう要望等も聞いていますので、今後このことについてどのようにお考えなのか、財政としてのお考えを聞きします。

○浪越総務部長 税でもコンビニ納付は行っております。収納するに当たり、システムの改編がかなり必要になってくるだろうと思えますし、また手続的な面もしっかりとやっていかなければいけないと思えますので、警察本部ともいろいろ協議しながら今後の対応について検討していきたいと思えます。以上です。

○岡委員 ぜひこれも、私も金額が幾らか聞いてませんのでわかりませんが、既に各自治体はコンビニエンスストアでの納付を先行して実施しているので、恐らくそれに乗せていけばそんなに大きな費用がかからずにできるのではないかと推測されます。ぜひ研究いただいて、一日も早くコンビニ納付ができるような体制を県としてもお願いしたい、要望にしておきたいと思えます。

先ほど答弁がありましたあとの3点について、深く言う気はございません。あとは要望

にしますけれども、一つの不幸事については、関係者は大体20代の方ばかりです。だからまだまだ、成人しているとはいえ未成熟な年代だと思います。まだ学生気分が抜けられないような年代だと思いますので、ベテランの職員が常にそばについて仕事ぶりを監視しながらしっかりとアドバイスするなり、また激励をお願いしたい。せっかく県警察が採用された優秀な人材をこんなことで失うことは大変もったいないと思います。ぜひ今後、若い警察官の心の管理や日頃の行動管理を含めて、しっかりとチェックをお願いしたいと思います。これはもう要望にします。

あとの技能試験官の話になりますけれども、実はかつて免許証を取るときに怖い思いした経験がありまして、無事に免許を取りましたけれども、あの当時は60日以内に取りないと失格になるような時代だったので、60日目の2日前に何とかオーケーをとれて試験に通った記憶があります。怖く教えてもらったから逆に一生懸命やったという面もあり、その度合いによると思うのですけれども。

ただ、1つ気になった言葉があり、聞いた話なので証拠のない話かもしれませんが、ぜひ言っておきたいことは、技能試験官が飛び込み試験で来た受験生を見て、何で飛び込み試験で来るのだと、何か否定するような発言があったように聞いております。なぜ自動車学校に行かないのだと、こういう言い方をなぜされるのか。それを聞いた飛び込み試験を教えているあるスクールの担当者は、どうも自動車学校に警察の手先がいるのではないのか、生徒を送り込むために誘導しているのではないかと言うぐらい誤解を招くような話も実はあったのです。これは、事実かどうか知りませんが、話があったことは事実ですから、技能試験官のそういう言動について、誤解を招くような発言がないように、今後しっかりとお願いしたいと思います。名前をしっかりと押さえて報告してくれとその方にも言いますが、恐らくこれは1人、2人ではないような気がします。

免許のコースの変更については、そういう背景があったとのことですので、悪意はなかったかと聞いております。ただこれも、先ほどの技能テストのことも絡んで、何か弱い者いじめをしているのではないかととった方もいたようです。日ごろからのコミュニケーションをしっかりとやっていただきながら、また環境変化を見ながら、対応するときにはぜひお願いしたい。いろいろな方の支えがあって交通行政もできているわけですし、警察以外の協力もあるのだということを念頭に置いた、そういう配慮のある警察行政をぜひお願いしたい。要望にしておきます。

○宮木委員長 先ほどの木質バイオマスは答弁を求められますか。

○岡委員 あっ、そうですね。、ごめんなさい、あれだけちょっと。

○岡野奈良の木ブランド課長 まず1点目に、木質バイオマスの実証実験の結果について申し上げます。平成25年6月から県有林で間伐材の搬出、こういった実験を行い、8月から御杖村で木質ペレットの製造、また11月から現在も続けておりますけれども、県の出先機関等でペレットストーブ、また農業用のボイラーを使い、熱の利用の実験を行ってきました。搬出については作業道が狭く、効率が悪いという面があり、あまり予想していなかったのですが、運搬に係るトラックの配送計画がこれにより効率が大幅に変わることも判明しました。

また、熱利用の実験では、同規模の石油ストーブに比べるとペレットストーブの暖房能力は同等であることもわかりました。また燃料費についてだけを比較すると1日当たり100円ぐらいのメリットがあることもわかっております。こういう今年度の実証実験の結果を受け、平成26年度においても作業の効率化に向けていろいろと実証実験を進め、さらなるコストダウンに努めていきたいと思っています。

2点目ですが、木質バイオマス発電、県から貸し付けを行うけれども、発電事業に当たって燃料となる原料木材の管理をどうやって行っていくのかというご質問でした。発電事業者が国の再生エネルギーの電力固定価格買い取り制度に基き売電を行う場合には、いろいろなものをまぜますので、毎月燃料木材の状況に応じてその比率を算出し、電気事業者、この辺になると関西電力ですが、そういったところに届け出る、それに依りて買い取り価格が決まります。

比率を出すときには、法律に基づき、証明書が必要になり、その証明を行う第三者機関として奈良県木質バイオマス発電に係る木材安定供給協議会が既に設定されています。この事務局は奈良県森林組合連合会で、そこがきちんと管理して証明を行います。県としても、今回提案している貸し付けを行い、これから長い期間をかけて回収していくことができますので、単にお金を貸すだけではなく、計画どおり未利用材が使われているかを確認するために、発電事業者から毎年燃料の状態について報告を受け、立入調査も行いたいと思っています。その結果、もし未利用材、間伐材の比率が少ない場合には改善の計画を立てさせるようにしていきたいと思っています。いずれにしてもお金を貸し付けるだけではなく、当然長い期間をかけて回収しますので、その間適切に運転が行われていることを十分に県としてもチェックをしていきたいと思っています。以上です。

○乾委員 「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会

計2月補正予算案の概要」の19ページ、商工会等経営改善普及事業補助ですけれど、この前に新聞記事を拝見したところ、2月28日の奈良新聞に知事が、商工会に期待されている機能が全く思うように動いていないということを書いているのです。これをずっと読んでいくと、最後には知事の思いとして、商工会同士が切磋琢磨して頑張ってくれというようなことで締めているように思うのです。その中で今、聞きたいのは、知事の新聞記事に対してどのように担当者は思っているのか、教えていただきたい。

**○大月地域産業課長** 商工会の活動についてです。商工会の中には、例えば広陵町商工会のように創業時から、雇用促進のための能力開発に至るまで幅広い活動を熱心にやっている商工会があることも十分認識しています。しかし、平成23年度の県の包括外部監査人から、商工会の活動に対して適切な効果測定を行うようにという指摘がありました。商工会の活動に見えにくいところがあるのも事実だと認識しています。県では全ての商工会において会員のための経営改善の普及事業など、地域振興の事業に積極的に取り組んでいただきたいと考えており、平成26年度から会員への訪問指導件数や操業の支援の件数などを点数化した事業評価の制度の導入するように促してきたところです。こういう活動を通じて各商工会の間に競争原理が生まれ、その活動がしっかり見えるようになり、会員とともに積極的に地域活性化に取り組む組織となっていただくことを期待しています。以上です。

**○乾委員** 先ほど広陵町の話が出ましたけれど、広陵町商工会の副会長をさせていただいています。ご存じかどうかわかりませんが、本当に広陵町は一生懸命、竹取公園で靴下の市など、いろいろないいイベントを、地場産業の活性化支援として行っています。そして、この前は「広陵町の靴下の百年史」も作成して知事にも報告したところです。広陵町は介護分野でも人材育成支援を行って一生懸命頑張っている商工会もあるということです。だから、新聞を読んだとき、商工会へのこの補助金もなくなるのではないかという懸念をしておりましたけれど、ここにきちんと予算もつけていただき、商工会もまたこれから一生懸命やっていただくと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の59ページ、河川敷における刈草を活用した飼料自給率向上事業について詳しく具体的に教えていただけないかと。

**○西浦畜産課長** 事業内容をご説明いたします。

本県においては、飼料の自給率が大変低うございます。手元に把握している農林水産省の統計によると、近畿の平均が8%に対して本県は2%となっています。したがって、海外からの輸入飼料に頼らざるを得ず、為替の変動や気候変動によって大きな影響を受けています。飼料費は生産費の40%から60%を占めており、この高騰は畜産農家の経営を圧迫する要因となっています。足腰の強い畜産を目指すためには、飼料自給率の向上が重要であると考えているところです。そのため、現在は管理者において刈り取りされ、処分されている河川敷の野草に着目し、これの飼料化に要する技術の開発を行う事業です。

具体的には、河川敷で刈り取られた草を長期間保存できる形、乳酸菌で発酵させ、サイレージという形に調製するわけですが、こういうものをつくり、栄養成分の分析であったり牛への給与試験を行い、安定的に飼料化ができる技術開発をして、農家の皆様方に普及していきたいと考えています。以上です。

**○乾委員** 河川敷に生えている草を刈ってという考え方が素晴らしいと思っているのです。今、河川敷に生えている草を業者が刈ってそれをまた地元の焼却場へ持っていくと、その中で当然運搬費や処分代など、いろいろなお金がかかってくるわけです。これが成功すれば、刈った草を牧場で餌として使っていただけるという素晴らしいことになっていくと思いますので、引き続いて財政のほうで予算づけしていただき、頑張っていってほしい、そのようにお願いしておきます。

次は、先ほど阪口委員と岡委員も質問されましたが、バイオマスの件です。14億円という大きな予算がついていますから、委員としてのチェック、監視もしていきたいと思えますので、県には管理と監視、引き続いてお願いしたいと思えます。それは要望にしておきます。

そして、毎回言っているのですけれど、「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の122ページ、信号機の設置のことで、年間100件ぐらいの要望が上がってきて、1割ぐらいしか信号機が設置されないというのが現実です。優先順位もあると思いますけれども、財政と警察でいろいろな打ち合わせをしていただいて、10本しかできないとかいうことではなしに、1本でも増やして11本にでもしていただくように頑張っていってほしいと思えます。それも要望にして終わります。

**○藤野委員** それでは、数点にわたって質問します。

まず初めに、企業誘致の現状についてお聞きします。先般、大和まほろば工業ゾーンモ

ニューメントの除幕式がございました。昭和工業団地はじめ、4つの工業団地がともに発展を  
していこうと、西名阪自動車道と交わる大和中央道に設置されたところ。また、3月  
23日に大和まほろばスマートインターチェンジの大阪の出入り口も供用開始されます。  
さらには、京奈和自動車道と西名阪自動車道の大和郡山ジャンクションも今、工事中で、  
これも完成間近であろうと思っています。一般質問なりあるいは代表質問なり、また平成  
25年の決算審査特別委員会なりでも常にお聞きしています、いわゆる大和中央道周辺、  
大和郡山ジャンクション周辺の工業用地の確保、これは都市計画、農業関連の問題、ある  
いは住環境の問題等々で市と連携を図りながら取り組まれているという認識をしているの  
ですが、その後の連携の進捗状況をお尋ねします。

続いて、県内の現有企業との交流、これは雇用にもつながってまいります、今回の一般  
質問でも雇用の質問をしました。いわゆる求職と求人のマッチングを図っていくことが大  
切だと、知事も答弁されましたが、そのとおりです。となると企業との密接な連携が必要  
だと思います。現有企業の活性化、あるいは雇用の活性化という観点から、現状の現有企  
業とのさまざまな関係づくりはどのように行われておるのかをお聞きします。これによっ  
て、コンシェルジュの活用も恐らくされているとは思いますが、その取り組み状  
況についてもお聞きします。

続いて、大和野菜というか奈良ブランド、農産物ブランドです。この振興についてお尋  
ねします。「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会  
計2月補正予算案の概要」の30ページ、首都圏「食」と観光PRフェア実施事業、東京  
における県産食材レストラン開設準備事業、キッチンカープロジェクト推進事業、この3  
つの新規事業についての詳細をお尋ねします。

続いて、全国豊かな海づくり大会について質問します。これは今議会中、全て全国豊か  
な海づくり大会のバッジがついているので、このバッジを見て質問を思い立ったわけす  
が、平成26年11月にこの大会が吉野郡で行われます。両陛下にお越しいただいて、こ  
の大会が本当に成功に終わることを県民の一人として祈るわけです。この大会に向けて県  
のさかなという位置づけがありました。その中に大和郡山市の金魚も入っております。大  
会においては、物産展、あるいはそういったコーナーづくりで金魚を活用していただく、  
あるいは現在でもさまざまなイベントでも活用していただくということで、非常に感謝を  
申し上げているのですが、根本であります大和郡山市でどのような金魚の企画をさ  
れるのかと。例えば8月の全国金魚すくい選手権大会、昨年は平成26年に全国豊かな海

づくり大会があるということでPRに努めていただいたのですが、ことしも8月にごございますので、ぜひとも大々的なPRとともに奈良県のさかなの一つは金魚であるということ、大和郡山市と連携をしながらイベントとして捉えて県民にPR、広報していただきたいのです。もし今何かお考えがあるならばお答えいただきたいと思います。

最後に、警察本部にお聞きしますが、奈良県では平成25年から保護観察の少年等々に嘱託職員が来ていただき、職業を学び更生して社会に送り出すという取り組みをされております。これは大変すばらしい取り組みだと思います。行政がそういう取り組みを率先することは、本当に評価をする次第です。そういった思いを持つ中で、ことしに入って新聞を見て、あっと思ったのですけれども、農作業で交流、変わる少年らということで、県警察の立ち直り支援という新聞記事を拝見しました。非行や問題行動などで挫折を経験した中学生、高校生の立ち直りを支援しようと、県警察本部少年課が本年度から大学生ボランティア、地域住民らと協力して、少年と農作業を通じた心の交流を進めている。こうした支援活動に感謝する素直な声が少年から寄せられているという新聞記事がありました。こういった農作業やあるいは調理体験等を通じて社会とのつながりを熟成して、非行少年の再非行防止に役立っているということですが、改めてその効果をお聞きしたい、また、効果とともに今後の取り組みをお聞きをしたいと思います。以上です。

**○大西企業立地推進課長** まず、企業誘致の誘致確保等に関するご質問です。

企業誘致を積極的に進めていく上では、工場用地の確保は非常に重要な課題でして、もちろん既存の工場団地の空き区画、空き用地、あるいは適地をご紹介させていただき企業等のマッチングを進めています。それに加えて少しでも企業用地を確保するため、県としても具体的に市町村、金融機関、不動産関係事業者、あるいは訪問先の企業や業界団体のほうでもそういった関係の用地情報を日々きめ細かく収集し、企業ニーズに応じて提供しているところです。

また、これら工場用地の確保のためには、当然ながら市町村でも積極的に取り組んでいただくことも重要であると考えており、一例ですが、例えば平群町においては、地区計画を設定して工場立地を誘導するようなエリアを設定されたり、近年、川西町や広陵町でも町の総合計画やマスタープランにおいて、工業経営ゾーンの設定をするなどの取り組みも行って県と一緒に企業誘致にも取り組んでいるところです。今後、さらなる工業用地の確保に関しては、県としても市町村と、より連携を密にして取り組んでいくことが重要であると思っております。

これも例えばですが、インターチェンジ周辺や工場団地周辺において、工業系の用途地域とする市街化区域への編入や、あるいは先ほどのような工業経営ゾーンの設定など、市町村の積極的な取り組みへも働きかけを行い、工場用地の確保に向けて県と市町村が協働して進めていきたいと考えています。

先ほど委員も申されたとおり、ちょうど私も年明け、大和郡山市長、川西町長、安堵町長ともお会いさせていただく機会がありました。今回の大和まほろぼスマートインターチェンジが設置される契機もあり、当該エリアは非常に工場立地のニーズが高いエリアになってきます。ポテンシャルの非常に高いエリアとなっています。特に1市2町、共同して今後ますます企業誘致を連携して進めていくというお話もお聞きしました。私どもも深く関与して、ともにやってまいりたいと考えています。

もう1点、企業立地コンシェルジュの関係についてのお問い合わせがありました。県内外の企業に対しての企業誘致活動を専門的に行う県の嘱託職員として、平成19年8月に設置しております。企業誘致コンシェルジュの業務内容ですけれども、県内、県外企業への企業訪問をはじめ、企業情報の収集整理、企業立地環境、誘致施策の情報発信、あるいは産業誘致情報の収集とのことで幅広く活動をしていただいております。企業情報や誘致情報の収集は特に重要であり、企業立地コンシェルジュ、これは民間企業で経験をお持ちの方に勤務していただいております。これらの経験に基き専門性の高い知識や経験、ネットワークを活かして現在も金融機関や大手のゼネコン、あるいは商社、不動産関係業者などから企業の投資情報等々について収集に努めていただいております。

また、情報収集のみならず日ごろの誘致活動を職員とともに進めていただいております。職員も民間感覚でのノウハウを蓄積させ、職員の育成にもつながっているような活動となっております。今後もそういう民間経験を活かした活動を通じて、我々一体となって企業誘致を進めてまいりたいと考えております。以上です。

**○村上雇用労政課長** 雇用を進めていくに当たり、企業との関係づくりをどのようにしているのかというご質問でした。

まず、毎年9月に経済4団体を通じて新規の高卒者、あるいは女性、ひとり親、障害者などの求人の確保を企業に要請するという要請行動を奈良労働局と一緒にやっております。4団体というのは、経済産業協会、中小企業団体中央会、商工会連合会、商工会議所連合会です。また、個々の企業に訪問して、企業の人事、労務担当の方と連絡をとっていくのも重要と考えています。



例えば、平成25年度であれば大学生向けの企業合同説明会に参加いただきたいと会社参りをしており、平成25年度は5回、延べ180社の方に企業合同説明会に参加いただきました。平成26年度については、企業の人事担当者と一緒にセミナーを開き、若者の採用について勉強をする機会をつくることを考えております。さらには、高校生のインターンシップや職場実習、あるいは就職前の業界の研究会など、県内の企業雇用確保について雇用労政課として取り組んでいるところです。また、ワーク・ライフ・バランスの推進のために社員・シャイン職場づくり推進事業であったり、先ほど岡委員からも、企業向けに育児休業の給付金の制度をしっかりと広報しなさいというお話もありましたが、そういうものを含めて企業に県の施策の普及啓発を一生懸命やろうと考えています。

仕事コンシェルジュについてお尋ねがありました。委員がお述べのとおり、仕事コンシェルジュというのは県内企業の求人開拓の活動を行うのが主な任務です。平成25年度から奈良と高田のしごとiセンターで1名ずつ配置しており、平成25年度で約300社を超える企業を訪問していただいております。企業訪問だけでなく窓口での求職相談にも乗っているところです。平成26年度については、中南和地域の求人開拓をさらに強化するという目的で、高田しごとiセンターに2名増員を考えております。それとともに新たな取り組みとして、県内企業と一緒に大学へコンシェルジュに訪問していただいて、企業と大学との橋渡しも担ってもらおうという取り組みも考えています。以上です。

**○角山マーケティング課長** 大和野菜、畜産物等のブランド化に向けた販路開拓推進事業についてのお問い合わせにお答えします。

県では、大和野菜や畜産物等、県産農産物のブランド化を図るために県内外に向けて安定供給と販路開拓、拡大に取り組んでいるところです。とりわけ首都圏の販路開拓については、平成24年11月から築地市場に向けて週1回の直送トラック便を運行開始しました。平成25年度からは大田市場へも配送先を拡大し、11月からは大田市場へのトラック便を週2回とするなど、首都圏への流通強化を図ってきました。

また、平成25年8月に実施した大田市場でのハウス柿の知事トップセールスの成果として、大田市場の卸売会社である東京青果株式会社の仲立ちをいただき、食品スーパーのサミットストア深沢坂上店において、大和野菜等、県産農産物の常設販売が実現しました。あわせて、高島屋新宿店や都築阪急、食品スーパーの三徳の新宿店や茗荷谷店において奈良フェアを開催することができました。今後、常設化や系列店舗への拡大に取り組んでまいります。

それを受け、平成26年の新たな取り組みとしては、首都圏の消費者に奈良の食のPRを一層強化するため、新規事業の首都圏「食」と観光PRフェア実施事業において、トップセールスで縁をいただいた高島屋新宿店を想定しておりますが、有名デパートと共同して奈良の食と観光のPRフェアを実施し、県産農産物、加工品などの販売をするとともに観光プロモーション、またレストラン街での連携として、食材を使ったメニュー提案をしていただくなども予定しています。

東京における県産食材レストラン開設準備事業においては、県産農産物を活用したレストランの開設に向け、平成25年度に自治体のアンテナショップに併設しているレストランなどの調査を実施しました。東京の消費者に好まれるレストランの傾向等々について提案いただいているところでして、それらの基礎資料をもとにして、平成26年度は東京の消費者の好みも勘案したアドバイスをいただきながら、奈良県及び県産農産、水産物のイメージアップ、ブランド力の向上につながる拠点づくりを進めてまいり所存です。今後とも大和野菜や畜産物等、県産農産物のブランド化と首都圏でのさらなる販路開拓、拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

もう1点の、キッチンカープロジェクト推進事業については、地域振興部の所管となるため詳細を把握しておりませんが、よろしいでしょうか。以上です。

**○米田全国豊かな海づくり大会推進室長** 全国豊かな海づくり大会における金魚の活用についてお答えいたします。

金魚は、アユ、アマゴとともに奈良県のさかなとして平成24年6月に制定され、これまで大会のPRと機運醸成においてさまざまな場面で活用しているところです。例えば、昨年の山の日・川の日関連イベント、森林体験・山もり・てんこ森、五條市の河川敷と橿原市のまほろばキッチンで開催した1年前プレイベントをはじめ、10月に開催された熊本県での全国豊かな海づくり大会において金魚すくいを実施しました。また、各イベントにおいては奈良県のさかなの水槽展示を行っています。大会のマスコットキャラクターのせんとくんも、手に持つおけに金魚を入れて一緒にPRしております。

さらに、1年前プレイベントにおいてお披露目した、金魚をモチーフにしましたメッセージ金魚、豊一豊分ぐらいある大きなオブジェなのですけれども、これに県内外の皆さんから金魚のうろこを模したカードに山、川、海のために自分ができることについてのメッセージを記入して張りつけていただき、大会のPRと機運醸成をしているところです。

それと、全国金魚すくい選手権大会において、委員がお述べのように去年は一緒にブー

スを構えてPRしました。あわせて職員も金魚すくい大会に参加させていただきました。今年度も周年大会と聞いておりますので、一緒に金魚を盛り上げるようなことをしたいと思っています。

全国豊かな海づくり大会において、金魚は放流魚の対象とはなっていませんけれども、今後も大会のPRや機運醸成に活用していきたいと思っています。また、11月の大会においては、各会場において奈良県のさかなの水槽展示を行い、PRに努めたいと考えています。大会まで250日を切ったところですが、奈良県のさかなを活用しながら引き続き効果的な大会のPR、機運醸成に努め、万全の体制で準備を進めたいと思っています。以上です。

**○太田生活安全部長** 立ち直り支援活動の効果と今後の方針についてお答えします。

最近の少年非行の現状を見ると、非行少年の総数自体は減少傾向にはありますが、低年齢化、あるいは再犯少年の比率が増加する等の傾向にあり、依然として厳しい状況にあります。これらの背景には、少年自身の規範意識の低下やコミュニケーション能力の不足に加え、地域社会の教育機能の低下により少年が自分の居場所を見出せずに孤立化するケース、あるいは不良グループから抜け出せずに再非行に走るケースなどが見受けられます。このような情勢を受けて県警察では、平成23年から非行少年と地域社会とのきずなを構築し再非行を防止するため、農業体験や料理体験を取り入れた立ち直り支援活動に取り組んでいます。特に平成25年度は、大学生ボランティアや少年補導員、教育関係者や地元自治会の方々の協力を得て6回、農業体験を実施しました。非行少年だけではなく保護者の方にも参加していただき、トマトやジャガイモ等の農作物の栽培や、収穫した農作物を使ったカレーづくりなどを実施しました。これまで参加した少年は延べ60人に及び、回を重ねるたびに心を開き、次回の開催を心待ちにする少年や、1度諦めた高校受験にチャレンジし見事合格した少年がいたほか、学校関係者や保護者からも毎日の生活振りに変化があらわれた等の声が寄せられるなど、委員がご指摘のとおり、本活動の効果を実感しているところです。県警察としては、引き続きボランティア等々のご協力を得ながら、厳しくも温かい目で少年を見守るため、農業体験を中心とした立ち直り支援活動を積極的にしていきたいと考えています。以上です。

**○藤野委員** まず初めに全国豊かな海づくりについて、質問いたします。

いろいろと金魚のPRを各地、各方面にもしていただき、ありがとうございました。今回8月に金魚すくい選手権大会がありますので、またそのときには、県民の方も当然来ら

れますし県外の方も、全国参加なので北海道から沖縄県まで全て来られます。奈良県のさかなは当然、アマゴとアユもおっしゃっていただきたいのですけれども、金魚のPRを、できれば大々的にその場でお願いしたいと、これは要望にとどめます。

さて、企業誘致ですけれども、毎回この質問をしている中で、大体答弁としてはそういう形がお決まりのパターンで、恐らく都市計画の課題もあり、さまざまな課題もありで、なかなか遅々とした現状であると思っております。答弁でも市長あるいは周辺の町長とも含めての協議を始めているということなので、少しでも、一歩でも前に進めていくというこれからの取り組みに期待しています。ただ、やはりスピーディーに対応していかないと、用地を求めている企業も適当な用地がなければまた違うところにと、ほとんどの企業がそういう形でスピーディーさを求められておられます。そういうスピーディーさも必要かと思いますので、精力的に行っていただきたいと、このことをお願い申し上げます。

続いて、現有企業の情報収集も含めての取り組み、例えば積水化学工業株式会社奈良事業所が、パナソニック株式会社奈良工場の用地の西側に移ります。この取り組みも県行政がいち早く情報をキャッチして、そこにつないだという成功例かと思えます。情報収集は本当に大事かと、また行政の取り組みなり、コンシェルジュの活躍といったものも大事かと思いますので、さらなる取り組みをお願い申し上げます。

続いて雇用ですけれども、現状は経済団体との交流の中でだけで、直接その企業とはまだで、ことしから行われるという答弁でした。直接企業とのかかわりの中で、当然、雇用、求職と求人のマッチング、これをダイレクトに図っていくことは大事なことなので、これも言っておりますとおりスピーディーさを求められますので、どうか取り組みのほどよろしくお願いを申し上げます。

また、コンシェルジュも300社の訪問と、かなり精力的にやっただいていてとのことで、さらなる取り組みもぜひともお願いを申し上げます。

大和野菜をはじめとした農産物ブランドということで、知事がそれこそトップセールスマンとして東京都、あるいは東京都以外でもいろいろと取り組んでおられることも承知しています。本当に県の取り組みには感謝を申し上げるといえるか、敬意を表したいと思いますが、これで生産は追いつくのでしょうか。さまざまにこのブランドの取り組みをしておられるのですけれども、農産物の生産が追いつくのかというふう少し心配に思いますが、その辺のご答弁ができればお願いします。

警察本部ですが、何回も申し上げますが、本当に素晴らしい取り組みをされていると思

っています。1点お聞きしたいのですけれども、少年ですから学校と密着されていると思うのです。この取り組みで学校の評価というか、学校の先生方の評価はどういうものがあるのかと、少しお聞きしたいと思います。以上です。

**○和田農業水産振興課長** 現在、大和野菜について、生産振興部局としては、当然、チャレンジ品目の一つとして捉えており、生産振興に日夜頑張っているわけです。事業的にも大和野菜の振興事業ということで、それぞれの品目ごとにチームを組み、それぞれの現場における技術指導などを図っているところです。需要に追いつくかどうかというところがなかなか心配なのですけれども、できるだけ生産者の方々が、需要がこれだけ伸びてきているということで意気込みをさらに高めていただき、生産振興できるように支援していきたいと思っております。

**○太田生活安全部長** この農業体験には教育関係者も参加していただいています。そして、先ほども言いましたが、高校受験に再チャレンジして合格した人もいるのですけれども、授業を落ちついて聞くようになった、あるいは先生との受け答えもしっかりするようになったという反響もあります。そして、学校からも、非常にいい施策です、やってくださいというような要望もありますので、そういう形での反響もあります。以上です。

**○藤野委員** 生産が追いつかないかという心配をしていたのですけれども、また生産農家の方々と精力的にいろいろと協議し合って取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

警察本部ですけれども、なぜそういうことを言ったかと申し上げますと、一般質問でも川口議員ですかね、学校における農業体験の促進をご質問されたのですけれども、私も同様の考えを持っており、土と触れ合うのが子どもたちにとって非常にいい影響を与えると思っています。土に触れ合うこと、そしてまたボランティアの大学生の存在も非常に大きいのかと思っております。また県警察がしっかりとそれを支えているという、この3つの取り組みの中でこの事業が効果を生んでいると思っています。居場所をつくるという県警察のその思いは、本当にこの取り組みの効果をあらわしているかと思っています。これからも継続してより発展する取り組みとして頑張りたいと要望して質問を終わります。

**○神田委員** 数点質問をします。

まずは、藤野委員と重なりますが、「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の30ページ、百貨店にトップセー

ルスで行っていただく話ですが、知事は本当に努力してあちこちトップセールスで開拓してもらっています。それを誰がどのようにその後、展開していくのかということをしっかり聞かせてもらいたいと思っていたのですけれど、さっきマーケティング課長が販路拡大についてしっかりと答弁してもらっていたので、一層そういうように頑張ってもらいたいと思うのです。せっかく開拓してもらったのだから、高島屋の百貨店のフェアもこの期間だけではなくて、そこへ置いてもらえるような努力をしてもらったらと思うのです。そういうところへ結びつけないと、奈良県の野菜のよさ、特産品のよさというのがなかなかわかってもらえないと思うのです。

販路拡大や奈良県産のPRの中で、東京の大和まほろば館はもう開設してどれぐらいか、四、五年かと思うのですけれども、あれも東京の人が好むようなものを奈良県の特産として出していきたい。好まれるような値段などを最初は工夫してもらっていたと思うのです。昨年の秋にのぞいたのですけれども、品物がすごくふえていました。お酒などは会社の人があるところへ売りに来るというのか、その日は来ておられたのかと思うのですけれども、その辺の、東京の大和まほろば館の、今の取り組みで、最初の勢いが今も続いているのかというところを聞かせてもらえたらと思います。

私は経済労働委員会に所属していますので、いろいろ聞かせてもらって大体了としていくのですけれども、チャレンジ品目、リーディング品目を決めるのはどういうところで何を主眼にして決めていくのかをもう1回聞かせてもらいたいのと、チャレンジ品目の中に小麦は入っていないのかと。小麦はいろいろなところへ使いますし、お菓子やパン、それこそ奈良県のさつき斜陽産業だと言われたそうめんは小麦粉ではないですか。奈良県では、そうめんがあんなに昔から製造されているのに、小麦が奈良県にないというのはどうなのかと思います。この間、経済労働委員会の中で小麦粉について何か取り組んでいただいていることがあったような気がいたしますので、それを教えていただきたいと思います。まずその2点です。

農林部長、経済労働委員会でも県外調査に行った好適環境水についての調査研究は進めているのでしょうか。もしも何かあったら教えてください。

それと、先ほどこれもおっしゃっていましたが制度融資の件ですけれども、以前にも質問したのですが、たくさん融資を事業化してもらっています。これはどれだけの企業が使われて、金額も使われているのか、そういうことを調査しておられるのか。というのは、制度はあるのですけれども、なかなか使えないという声が聞こえます。そのときも言いました

けれど、絵に描いた餅にならないように。もちろん審査は厳しくしないと、過去のいろいろなことがあるので、それはきちんとしてもらわないといけないのですけれども、これだけ事業化して少しでも企業の方を応援しようという県の取り組みがしっかりと伝わるように。本当に使いたい人が使えないというようにも少し感じます。もし、どれぐらいの企業や人が使っているのか、金額的にもわかるのだったら教えてほしいと思うのです。

県と企業と、そして信用保証協会の3者での連携で決まっているでしょう。市でもこういう制度はあるのです。市もオーケー、企業や金融機関もオーケー、だけどもう一つの部分で長いこととまっているのは、これは案件が多いからとまっているのか、その審査が厳し過ぎるのかというような、本当に素朴な疑問もあるのですけれども、もし答えられるところがあったら答えていただきたいと思います。

それから、警察本部にお聞きします。昨年秋ごろに、檀原市五条野町で高齢者の病院帰りでのひったくりが続いたのです。そういう中で、奈良市ではメロディーパトロールをよく聞いていたのに、なぜか檀原市では聞かないと思っていたのですけれども、そのころからたくさん聞けるようになって、そういうパトロールがふえているおかげか、ひったくりが少なくなってます。ありがたいと思っていますし、こうして続けてもらったら。それと、これも近鉄百貨店檀原店ですけど、時々鳴らされるのです、館内全体に。そうしたら耳をね、足をとめて、ぱって、こういう感じで聞かれるから、あ、これは交通安全に気をつけなければならないという意識が芽生えていくのではないかと思うので、これもいいことかと思っています。その点、市民、県民が安心できるような一つの方策だと思いますので、よろしくお願いします。

それから、チャレンジ絆というのが「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の120ページにあります。あいさつ一声運動か何か、あいさつ・声かけの事業を詳しく教えてほしいと思うのです。これは警察が地域の人に、そういう声かけをしてくださいというお願いなのですよね。警察官が皆さんに一声運動しておられるという意味ではないのですよね。それを聞いてまた質問したいと思います。

それから、日付は忘れましたが、新聞報道で見ました、女性警官を起用する機動捜査隊について教えてほしい。記事には書いていたのですけれども、檀原市商工経済会館の5階にサポートセンターがあったと思うのですけれども、あの人たちとはまた別の働きなのですか、それを答えてもらって、よろしくお願いします。

**○角山マーケティング課長** 奈良まほろば館での概要についてお答えします。平成21年4月にオープンした日本橋にある奈良まほろば館の運営について、所管は観光局になっております。お尋ねのところの物販PRというか、農林部で担当しているプロモーション等についてお答えします。

日本橋にあるアンテナショップ奈良まほろば館を活用して、大和野菜等、県産農産物の首都圏での認知度向上、ブランド化の一環ということで、平成21年度より四季折々、旬を生かしたプロモーションイベントを実施しています。平成25年度の取り組みとしては、春、5月に大和丸なすを取り上げ、試食により食感のよさを首都圏の方々に実験していただいたほか、夏、8月には知事トップセールスにあわせてハウス柿を五條市長、下市町長、JAならけん経営管理委員会長、ハウス柿の生産者の方々と一緒にPRを行いました。さらに秋、10月には大和まな、結崎ネブカのおいしい食べ方を紹介するPRを実施し、冬、1月にはアスカルビーと古都華の食べ比べにより、イチゴそれぞれが持つよさを味わっていただく機会としました。

これらのプロモーションの成果から、奈良まほろば館へ県産農産物を求めに来られる方が増加してきたことを受け、冷蔵ケースの増設や、また平成25年8月からは首都圏直送トラック便の農産物を奈良まほろば館で入荷していただき、通常は入り口を入った左側、カフェとして利用している場所を使い、毎週金曜日の1回ですが、日本橋なら野菜市という命名をして朝市的なものを始めました。チラシ配布やフェイスブックなど告知の効果もあり、リピーターが多く人気となっています。売り上げについても、当初より倍増していると聞いています。平成26年度はプロモーションのイベントを、ことしは年4回しましたが、8回にふやして実施するほか、週1回だけであった野菜市を常設ということで、カフェスペースを野菜の販売場所という形で、大和野菜や県産農産物をいつでも購入できる販売体制に強化するなど、運営委託事業者とも連携を図りながら県産農産物のさらなるPRに努めてまいりたいと思っています。以上です。

**○和田農業水産振興課長** 委員がお尋ねの、リーディング品目、チャレンジ品目の件ですが、県では従来からマーケティングコスト戦略に基づいた農業の振興を進めております。これらの振興に当たり、県ではリーディング品目として、本来的に牽引してもらう品目という位置づけでカキ、茶、イチゴ、菊を選定しています。それからチャレンジ品目については、将来の成長品目ということで、現在のところ大和野菜、切り花ダリア、サクランボ、先ほど出ました有機野菜といったものを定めています。これらについては、コス



ト戦略なりマーケティング戦略というのがあります。コスト戦略については、当然、今後研究開発を進めますけれども、そういった研究開発がストレートに現地で生かせるよう、集中的に振興していく品目ということでリーディング、チャレンジ品目にて振興しております。

今後、また新たな品目として委員からご提案ありました、小麦ですが、これから皆さんの研究の活かし方というのもあるのですけれども、需要の動向等も見計らいながらこういった品目についても新たに加えていきたいと考えています。委員からご質問がありました小麦の件についてですが、前回お答えしたとおり、そうめん適性に合ったふくはるかという品目を107ヘクタール、平成25年度時点ですけれども、作付されているところです。ただ、小麦については問題点として、対面積当たりの労働時間は短くて省力的な作物なのですけれども、これも技術的なフォローが要るかと思いますが、収量的にいきますと10アール当たり200キログラム程度と低うございます。また、単価についてもキログラム単価35円で流通しています。こういったことで販売収入が非常に低い状況です。ただ、国で経営所得安定対策という交付金があり、ある程度はカバーできるので、こういった制度を使いながら土地利用型作物の振興図っているところです。

今後、製麺業界からの需要等があったら、単収のアップなり品質の向上等を技術的に図りながら、小麦についてもチャレンジ品目に加えられるようになれば進めていきたいと考えているところです。以上です。

**○福谷農林部長** 好適環境水のその後の研究はどうなっているかというご質問です。

ご承知のように、平成25年10月31日に岡山理科大学に私も一緒に同行させていただき、好適環境水の状況、魚の育成の状況を視察いたしました。そのときに素直に感じたことなのですけれども、当然海のない本県でそういう形で養殖ができれば非常に地域おこし、まちづくりに寄与できるのではないかということも改めて認識したところです。その後、岡山理科大学への確認も含めて調査しています。

繰り返しになるのですけれども、今現在、岡山理科大学を経営する加計学園が人工飼育水による養殖システム、それと、海水魚と淡水魚とを共存させて飼育するのに用いる飼育システム、海水生成物の人工飼育に用いる人工飼育水という3つの特許を取得されています。ただ、寄せていただいた折も、たしか事務長がお話しされていたと思うのですが、いろいろ課題がありますと。例えば、トラフグの養殖における支出は減価償却費を含めなくても生産費が高い状況になっていると、これをどういう形でダウンしていくかというこ

と、それと電気代節減のための熱源どのようにするかも課題ですとおっしゃっていました。あとは、餌代節減のための配合飼料の代替飼料の開発も必要であろうと、飼育後の好適環境水の排水処理も必要であろうということで、大学としてはもう魚の販売をされておるのですけれども、そういう面での研究の余地がまだあるとのことで、加計学園としての事業化の方針がまだ出せていないのですというお話があったと思います。確認したらそういうお話をお伺いしていますので、引き続きその辺は動向を見て、大学のほうでオープンにしていいただいたら、経費も含めてどれぐらいになるのか、また試算もできると思うのですが、現段階ではそこまで至っていないという状況が確認できております。引き続き研究を続けていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。以上です。

**○大月地域産業課長** 制度融資についてお答えします。

制度融資の実績ですけれども、過去3年、平成22年度は2,396件で267億9,900万円、平成23年度が1,232件で131億7,800万円、平成24年度が911件で86億9,300万円と、減少傾向にあります。この原因としては、リーマンショックがあった平成21年度はほぼ貸付額いっぱい4,625件で570億円以上の借り入れ実績があり、資金需要がかなりあったので、その後はやや資金需要がないという状態が続いているのと、やはり中小業者の方にとって、今は借りにくい状況になっていると分析しています。そのために平成26年度からは固定金利プラス所定金利、その企業の銀行から借り入れるレートも使えるようにするとともに、取扱金融機関の拡大も平成26年度から図ることとして、中小業者にも制度融資を使いやすくすることにも取り組んでおるところです。

もう1点、時間がかかる場合があるということですが、これは件数の多さというよりも信用保証協会、金融機関の必要な調査のために時間がかかっていると理解しています。信用保証協会、金融機関にはできるだけ迅速に処理をお願いしますというのは常々お願いしているところです。以上です。

**○太田生活安全部長** チャレンジ絆についてお答えします。

あいさつ・声かけ運動、チャレンジ絆の取り組みですけれども、近年失われつつあります地域防犯力を高めるために、向こう三軒両隣り、裏隣りを合い言葉にして、地域住民の方にそれぞれ声をかけ合っていただくという運動です。そうすることにより、地域住民の連帯感が強まる、さらには不審者や見知らぬ人が入ってきたらそういう警戒にもなるということです。

効果として、1年間で人の家へ泥棒に入って物を盗む侵入窃盗が、県下で平成25年は23%近く減少しました。署によれば半分近く減少している署もあります。現在、実施地区が奈良県下で約10万世帯です。これを平成26年の1年で何とか15万世帯にしたいということで、現在進めています。非常に効果のある施策ですので、今後ともご支援をお願いできたらと考えています。以上です。

○**柘植警務部長** 機動捜査隊についてご説明申し上げます。

委員がご案内のとおり、これまで警察本部ではサポートセンター、少年問題をはじめ、ストーカー事案対応等々で各署、サポートセンターも含めていろいろな対応をしてきたところですが。ただ昨今、特に女性が被害者となられるストーカー事案やあるいは性犯罪で被害者の方がふえており、そういうものによりきめ細かく対応していく必要があるという認識のもと、平成26年3月4日付で機動捜査隊の中に経験豊富な女性警察官6名から成るCLOVERという遊撃的な隊を発足させました。各署からの応援要請等に応じて、性犯罪やストーカー事案の被害女性からの事情聴取や被害者支援、相談などを24時間体制で対応していくもので、もう既に活動を始めています。奈良県警としては、県民の皆様の信頼、期待に応える警察組織の確立に向けて、より一層努力してまいりたいと思っています。

○**神田委員** 県警察でご答弁いただいた、このCLOVER、女性の機動捜査隊というのですか、まじっていただいているということですね。DVなどの対応に女性機動隊というのは非常にありがたいと思うのです。

ここから発展するのですけれど、警察官の皆さんが安心・安全のまちづくりのため、まずいろいろな防犯で頑張っていただいているのはよくわかるのです。本当に地域のためによく頑張っていただいているのだけれど、ただ、私たち女性が警察に用事のあるときになかなか行きにくいというのを結構聞くのです。何も悪いことはしていない、ただ証明書など何かをもらいに行くだけでも、とても行けないと。行ったら、何か悪いことをしたのかと思って見られるとか、そういうすごく不安な気持ちになる人が多いのです。だから、一声運動というのは警察官同士もそうして声をかけながらにこにこして、署の中でもやっていただくことにも結びつくのかという思いを持ちながら質問したのですけれど。やはりいろいろな自治会、老人会などそういう地域の皆さんとのきずなを強くしてもらおうと努力をしてもらうのだったら、警察に用事のある市民の皆さんも行きやすいと言ったらおかしいかもわかりませんが、普通に入っていけるという雰囲気もつくってもらえることが

大事なのではないかと思うのです。そうしてこそ、警察に対する信頼や、お世話になっているという感謝の気持ちが生まれてくると思うのです。そうしていただいているとは思いますが、これは私の経験からも言っていることで、ぜひこんな質問もあったことを念頭に入れながら、警察官同士も声をかけ合って、市民の皆さんに対応していこうと言って、広めてほしいと思うのです。警察署に入った玄関の、どこでもそうでしょうけれど、受付は女性ですよ、大体どこでも。やはり女性がおられるほうが、にこっとしていただけるし、こちらからもお願いしやすいと結構言われるのです。だから、そういうこともしていただいているとは思いますが、榎原署は昔から。今もおられるのだけれど、サクラさんという、よく交通安全協会と一緒にいた人なのですから、受付によく座っていただいで、ああ、いい感じだと思って安心して用事に行けるので、そういうこともまた心がけてほしいということをお願いしておきたいと思えます。先ほど岡委員の質問などいろいろありましたけれども、私たちはやはり警察の皆さんを頼りにしているし、本当に頑張ってもらっているから防犯などいろいろ頼みに行くことも多いし、本当に信頼していますので、その辺の気持ちをお酌み取りいただいて、そういうことに努めていただきたい、そのことをお願いします。

それから、制度融資ですが、正直言って、あまり詳しくはわからないのですが、年々減っているのだというのは感じました。これは理由もおっしゃっていただければ、ひょっとしたら借りにくくて減っているのではないかというのもあるので、またそれはぜひ分析しながら、奈良県発展のためには中小企業の皆さんの仕事がうまくいくように応援していただきたいと思えます。よろしくお願いします。

それから、次が好適環境水、ありがとうございます。1回行ってもらっただけなのにしっかり覚えていただいているから、私とは違うと思っておりますけれども、続いて言ってもらったように、ぜひ研究調査して、何かの形で奈良県に取り入れられるようになれば、奈良県の台所も少しは豊かになるのではないかと思います。引き続きよろしく申し上げます。

それから、チャレンジ品目、この間も答弁いただいていたので大体わかるのです。一つ提案があるのですけれども、いろいろ研究していただいておりますが、小麦はそうめんづくりにたくさん使われるから、そうめん会社が畑を持って、そこで小麦をつくっていただけないのかと、自分のところで使うだけでもいいから。指導や応援を県がして、何かそういうことができないのか。これこそ自分のところでつくった小麦で、製品をつくっていくという、

特産品をつくるのに最高だと思うのです。信頼や販路拡大にも。またそれこそ奈良県で自分のところでつくった小麦でそうめんをつくりましたっていったら、これもまたもっと全国的に信頼も広がるし、だから、そういう会社へつくりませんかという提案をしたいのですけれども。そうしたら耕作放棄地の少しぐらいは解消にもなるとは思いますが、どうですか。どうですかって、この提案をそうめん会社へ言いに行きますけれど。

○福谷農林部長 委員がお述べのように、我々も耕作放棄地の解消をどうやっていくか。もちろん中間管理機構の話もあるのでありますが、逆に言うと、いろいろご提案をいただくことがその解消への一歩にでもつながればという思いもありますので、きょう、ご提案をいただいた部分についても、会社と連携をとれるかどうかともわからないですけど、一応動いてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○神田委員 あとは、東京の奈良まほろば館、頑張っていたいただいているのを再認識します。入って左のほうの喫茶はあってもいいかと思ったのです。ただ、言って悪いけど、お抹茶はおいしくないけれど、あれは1,000円だったかな。大和茶のお抹茶ってもっとおいしいのです。そういう意味ではなくなってもいいのかもしれないけれど。

(「あかん、あかん」と呼ぶ者あり)

いやいや、買い物に来ていただいてちょっと一服するにはあの場所は、またそこで話が出て、それならもう一つ買って帰ろうかとなるかもしれないので、そのためにはいいお茶を出してくださいということで、引き続き頑張ってください。農林部長、よろしく言ってください、これこそトップセールスでも会社へ言いに行き、自分のところでつくってくださいと言って。はい、終わります。

○原山警察本部長 要望に近いと思いつつ、委員から激励もいただきましたし、ご指摘のとおり、日本一安全・安心をつくるためには県警察だけではとてもとても、まだまだ高い頂です。その裾野にやっと立って一歩踏み出したと思っています。県民の方にご協力いただくためにはやはり信頼関係の中での言葉遣いの問題や受付でのちょっとした気遣い。そういうものを本当に重く重く受けとめて、それでこそ奈良県も安全・安心を保てるのではないかということをお心に銘じております。必ずみんなが、実際に口だけではなくて実行できるように頑張りたいと思いますので、引き続きご指導をよろしくお願ひいたします。

○宮木委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮木委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって産業・雇用振興部、農林部、警察本

部の審査を終わります。

次回は3月17日月曜日は、午前10時より、南部東部振興、紀伊半島大水害復旧・復興、県土マネジメント部、まちづくり推進局の審査を行います。

これで本日の会議を終わります。